

《地震・津波災害対策計画》

（令和6年度修正）

目 次

(地震・津波災害対策計画)

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的等	1
第1節 高浜市地域防災計画の目的	1
第2節 地震・津波災害対策計画の性格等	1
第3節 計画の作成又は修正	2
第2章 被害想定及び減災効果	3
第1節 基本的な考え方	3
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	3
第3章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節 防災の基本理念	4
第2節 重点を置くべき事項	5
第4章 各機関及び住民等の責務	6
第1節 責務	6
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2編 災害予防段階	15
第1章 防災協働社会の形成推進	15
第1節 防災協働社会の形成推進	15
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	16
第3節 企業防災の促進	18
第2章 建築物等の安全化	19
第1節 建築物の耐震推進	19
第2節 交通関係施設等の整備	21
第3節 ライフライン関係施設等の整備	23
第4節 文化財の保護	25
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	26
第4章 都市の防災性の向上	27
第1節 都市計画	27
第2節 防災上重要な都市施設の整備等	28
第3節 建築物の不燃化の促進	28
第4節 市街地の面的な整備・改善	28
第5章 液状化対策、土砂災害等の予防	29
第1節 土地利用の適正誘導	29
第2節 液状化対策の推進	29
第3節 宅地造成の規制誘導	29
第4節 土砂災害の防止	30

第5節	土砂災害警戒区域等に関する警戒・避難体制の整備	31
第6節	被災宅地危険度判定の体制整備	32
第6章	災害応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	32
第1節	防災施設等の整備	32
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備等	33
第3節	業務継続性の確保	33
第4節	応急活動のためのマニュアルの作成等	33
第5節	人材の育成等	34
第6節	物資等の備蓄、調達供給体制の確保	34
第7節	非常用水源の確保	34
第8節	応急仮設住宅の設置に係る事前対策	35
第9節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備	35
第10節	災害廃棄物処理に係る事前対策	35
第11節	罹災証明書発行体制の整備	36
第12節	防災関係機関相互の連携	36
第7章	避難行動の促進対策	36
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	36
第2節	指定緊急避難場所及び避難路の指定等	37
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの充実	37
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	38
第5節	避難に関する意識啓発	39
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	40
第1節	指定避難所の指定・整備等	40
第2節	要配慮者支援対策	42
第3節	帰宅困難者対策	46
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	46
第1節	火災予防対策に関する指導	46
第2節	消防力・消防施設等の整備強化	47
第3節	危険物施設防災計画	47
第4節	毒物劇物取扱施設防災計画	48
第10章	津波災害等予防対策	48
第1節	津波対策に係る地域の指定等	48
第2節	津波防災体制の充実	49
第3節	津波防災知識の普及	50
第4節	津波防災事業の推進	51
第11章	広域応援・受援体制の整備	51
第1節	相互応援協定の締結等	51
第2節	受援体制の整備等	52
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	52
第4節	防災活動拠点の確保等	52

第12章	防災訓練及び防災意識向上策	53
第1節	防災訓練	53
第2節	防災のための意識啓発・広報	54
第3節	防災のための教育	56
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	57
第13章	震災に関する調査研究の推進	57
第14章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	58
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	60
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	60
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	63
第3編	災害応急対策段階	65
第1章	活動体制（組織の動員配備）	65
第1節	高浜市災害対策本部	65
第2節	動員計画	66
第3節	防災関係機関における体制	67
第2章	通信手段の確保・運用	67
第1節	基本方針	67
第2節	通信手段の確保及び運用	68
第3章	避難にかかわる諸活動	69
第1節	津波警報・地震情報等の伝達	69
第2節	避難の指示等	71
第3節	住民等の避難誘導等	73
第4章	災害情報の収集・伝達・広報、災害救助法の適用	74
第1節	基本方針	74
第2節	被害状況等の収集・伝達	75
第3節	広報	77
第4節	災害救助法の適用	78
第5章	救出・救助	79
第1節	救出・救助活動	79
第2節	海上における避難救出活動	81
第3節	航空機の活用	81
第6章	消防活動・危険性物質対策	83
第1節	消防活動	83
第2節	危険物施設応急対策	84
第3節	毒物劇物取扱施設応急対策	85
第7章	応援協力・派遣要請	85
第1節	応援の要求・要請及び協力	85
第2節	応援部隊等による広域応援等	87
第3節	自衛隊の災害派遣	88

第4節	ボランティアの受け入れ	90
第5節	応急対策活動の補充措置	91
第6節	防災活動拠点の確保等	92
第7節	南海トラフ地震発生時における広域受援	93
第8章	医療救護・防疫・保健衛生対策	93
第1節	医療救護	93
第2節	防疫・保健衛生	97
第9章	交通の確保・緊急輸送対策	100
第1節	基本方針	100
第2節	道路交通規制等	100
第3節	道路施設対策	103
第4節	鉄道施設対策	106
第5節	緊急輸送手段の確保	106
第10章	浸水・津波対策	108
第1節	浸水対策	109
第2節	津波対策	109
第11章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	110
第1節	指定避難所の開設・運営	110
第2節	要配慮者支援	112
第3節	帰宅困難者対策	113
第12章	水・食品・生活必需品等の供給	114
第1節	給水	114
第2節	食品の供給	115
第3節	生活必需物資の供給	116
第13章	環境汚染防止、災害廃棄物処理及び地域安全対策	117
第1節	環境汚染防止対策	117
第2節	災害廃棄物の処理	118
第3節	地域安全対策	119
第14章	遺体の取扱い	119
第1節	遺体の搜索、検視（調査）	120
第2節	遺体の処理	120
第3節	遺体の埋火葬	121
第15章	ライフライン施設等の応急対策	122
第1節	電力施設対策	122
第2節	ガス施設対策	123
第3節	上水道施設対策	125
第4節	下水道施設対策	125
第5節	通信施設の応急措置	126
第6節	郵便業務の応急措置	126

第7節	ライフライン施設の応急復旧.....	127
第16章	住宅対策	127
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定.....	127
第2節	被災住宅等の調査.....	128
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居.....	128
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営.....	128
第5節	住宅の応急修理.....	130
第6節	障害物の除去.....	131
第7節	空家等に対する安全確保のための必要最小限の措置.....	132
第17章	学校における対策	132
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置.....	132
第2節	教育施設・教職員等の確保及び応急な教育の実施.....	133
第3節	教科書・学用品等の給与.....	133
第4編	災害復旧・復興段階	135
第1章	復興計画の策定等	135
第1節	復興計画等の策定.....	135
第2節	職員の派遣要請.....	135
第2章	公共施設等の災害復旧	136
第1節	公共施設災害復旧事業.....	136
第2節	激甚災害の指定.....	136
第3節	暴力団等への対策.....	138
第3章	被災者等の生活再建等の支援	138
第1節	罹災証明書の交付.....	138
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施.....	139
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等.....	139
第4節	住宅等の対策.....	141
第4章	商工業・農林水産業の再建支援	142
第1節	商工業の再建支援.....	142
第2節	農林水産業の再建支援.....	142
第5章	震災復興都市計画の決定手続き	143
第1節	第一次建築制限.....	143
第2節	第二次建築制限.....	143
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定.....	143
第5編	東海地震に関する事前対策	145
第1章	事前対策の意義及び東海地震に関連する情報	145
第1節	東海地震に関する事前対策の意義.....	145
第2節	東海地震に関連する情報.....	145
第3節	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	145

第2章 地震災害警戒本部の設置等	146
第1節 地震災害警戒本部の設置	146
第2節 警戒本部の組織及び運営	146
第3節 警戒宣言発令前の情報に基づく防災対応	146
第4節 警戒宣言発令時の情報伝達	146
第5節 警戒宣言発令時等の広報	147
第3章 地震防災応急対策要員の参集	149
第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	149
第5章 発災に備えた直前対策	149
第1節 避難対策	149
第2節 消防、浸水等対策	150
第3節 社会秩序の維持対策	151
第4節 道路交通対策	151
第5節 鉄道	151
第6節 海上交通	152
第7節 飲料水、電気、ガス、通信、放送関係	152
第8節 生活必需品の確保	153
第9節 緊急輸送	153
第10節 警戒宣言発令時の帰宅困難者、滞留旅客対策	153
第6章 市が管理又は運営する施設に関する対策	154
第1節 道路	154
第2節 河川及び海岸	154
第3節 不特定かつ多数の者が出入する施設	154
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	154
第5節 工事中の建築物等に対する措置	155
第7章 他機関に対する応援要請	155
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	155
第2節 自衛隊の地震防災派遣	155
第8章 市民のとりべき措置	156
第1節 家庭においてとりべき措置	156
第2節 職場においてとりべき措置	156

第1編 総 則

第1章 計画の目的等

第1節 高浜市地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第42条に基づき高浜市防災会議が策定する計画であって、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、事前の防災対策の推進及び災害時における総合的な対策の推進を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 地震・津波災害対策計画の性格等

1 計画の性格

この計画は、高浜市域防災計画の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定め、事前に各種対策を樹立することを目標とするものである。

2 計画の規定事項

- (1) 市の地域に係る防災に関し、市及び指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救助、衛生その他災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 市の地震防災戦略に沿って、市、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の地域に係る地震防災に関し、高浜市防災会議が必要と認める事項

3 本計画の具体化及び推進

本計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、高浜市の地域に関わる指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するように努めるものとする。

4 地震防災強化計画に相当する部分

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において次の各号について定めることとなっている。

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、これらを第5編「東海地震に関する事前対策」で定めることをもって、本地域に係る地震防災強化計画とする。

5 南海トラフ地震防災対策推進計画に相当する部分

本計画中、第2編「災害予防段階」及び第3編「災害応急対策段階」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」とし、以下の事項を定める。

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

6 津波避難計画に相当する部分

津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）第9条第2項の規定に基づき、県及び市は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならないとされている。

本計画においては、愛知県市町村津波避難計画策定指針（平成27年2月）も踏まえ、津波避難計画において定める必要があるとされている(1)～(11)の各項目に関する基本的な内容を包含することとし、更に具体・細部の計画については、今後の検討を踏まえて別途作成するものとする。

必要な項目	該当する記述箇所
(1) 津波浸水想定区域図	第1編第2章第2節第2項 第2編第10章第1節
(2) 避難対象地域	第2編第10章第2節
(3) 避難困難地域	
(4) 緊急避難場所等、避難路等	第2編第7章第2節
(5) 初動体制	第3編第1章
(6) 避難誘導等に従事する者の安全確保	第2編第7章第4節 第3編第3章第3節
(7) 津波情報の収集、伝達	第3編第3章第1節 第3編第4章第1節～第3節 第3編第10章第2節
(8) 避難勧告・指示の発令	第2編第7章第3節 第3編第3章第2節
(9) 津波対策の教育・啓発	第2編第7章第5節 第2編第10章第3節 第2編第12章第2節～第4節
(10) 避難訓練	第2編第12章第1節
(11) その他の留意事項	第3編第3章第3節

7 国土強靱化地域計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された「愛知県地域強靱化計画」及び「高浜市国土強靱化地域計画」を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 県民（市民）の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 県民（市民）の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

8 その他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の作成又は修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相及び地震対策の方向性について愛知県による調査を基にし、本計画における災害予防、地震防災強化、災害応急対策、災害復旧・復興等の目標とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 想定地震

- (1) 南海トラフ地震…南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生している。既往最大と言われる1707年の「宝永地震」(M8.6)クラスの地震をベースに、1854年安政東海(M8.4)、1854年安政南海(M8.4)、1944年昭和東南海(M7.9)、1946年昭和南海(M8.0)の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測の結果を示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」(1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの)による補足結果も併記する。

- (2) 濃尾地震の再来…明治24年、岐阜県本巣郡根尾村を震源として発生した濃尾地震（内陸直下型大地震）が、再び発生したと仮定したもの。

2 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測

(1) 被害予測

高浜市における被害想定は、「過去地震最大モデル」で最大震度「6強」、「理論上最大想定モデル」で「7」となり、これらによる被害は以下のとおりとなった。なお、掲載したデータは、被害が最大になる発災時季と時間帯のものである。

震度階級分布、津波の基準水位分布、液状化危険度等については、「高浜市防災マップ」（令和3年3月）を参照すること。

	全壊・焼失棟数（冬夕18時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計※1
過去地震最大モデル	約500	約10	約20	*	約500	約1,100
理論上最大想定モデル （陸側ケース）	約3,000	約10	約20	*	約2,200	約5,300

*：被害わずか（5未満）

	死者数（冬深夜５時発災、早期避難率低の場合）								合計※ ¹
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地 崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の 転倒、屋外 落下物	
	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)		(うち自力 脱出困難)	(うち逃 げ遅れ)					
過去地震最大モデル	約30	*	約20	*	約20	*	*	*	約40
理論上最大想定モデル (陸側ケース)	約200	約10	約30	約20	約20	*	約60	*	約300

*：被害わずか（5未満）

注：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

参考：「平成23～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」（愛知県防災会議地震部会、平成26年5月）

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数及び災害廃棄物の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災1日後；冬タ18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
断水人口 （人）	機能支障人 口（人）	停電軒数 （軒）	不通回線数 （回線）	停波基地局率 （%）	復旧対象戸数 （戸）	機能支障世帯数 （世帯）
約44,000	約500	約18,000	約5,200	81%	約5,800	約1,400

避難者数（人） （冬タ18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等（千トン） （冬タ18時発災）
1日後	1週間後	1ヶ月後		
約5,000	約11,000	約10,000	約1,800～約2,300	約210

(2) 減災効果

- ア 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率100%）等を行った場合、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定されている。
- イ 「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等を行った場合、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定されている。

3 濃尾地震の再来に係る被害予測

本市域では、一部に液状化の可能性がある。

4 本計画における目標

南海トラフで繰り返し発生している大規模な海溝型地震は、本市に与える影響が極めて大きく、その発生確率や被害想定規模から、本市としてまず対策を講じるべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に実際に発生したものを参考とすることとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

(1) 過去地震最大モデルに基づく想定

- ア 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- イ 本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

(2) 【補足】理論上最大想定モデルに基づく想定

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。

また、内陸型地震については、いつ、どこで起こるかを予知することは不可能と考えられる。本市の場合、平成8年度から愛知県が活断層を調査した結果、大高―高浜断層があり、その活動の間隔は平均変位速度から1万年～1万7千年程度と推定され、最近活動した年代は、2～3千年程度前と推定されるので、次の地震の発生は差し迫ったものとは考えられない。しかし、ひとたび発生した場合には、マグニチュード7.0程度の規模の地震が発生し甚大な被害が予想されるので、阪神・淡路大震災の被害状況等を教訓として、内陸型地震への対応も視野に入れた計画とする。

第3章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が起きる確率は80%程度と予測されており、この地域では巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市をはじめとする各防災関係機関は、「第2章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得ら

れた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフト両面を組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

国の防災基本計画及び「第2章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。

2 津波及び浸水対策の充実に係る事項

津波及び堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフト両面の施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県市町間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努めること。

また、県、市、企業等の間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

4 被災地への物資の円滑な供給に係る事項

物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に係る事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き避難の指示に加え、必要に応じて行う「緊急安全確保」の指示、避難行動要

支援者^{※1}名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

※1 避難行動要支援者：要配慮者^{※2}のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人

※2 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する人

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第4章 各機関及び住民等の責務

第1節 責務

1 市

市は、災対法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

さらに、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改定等を行うものとする。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく、市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり、管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、県、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び事業者

地域の住民及び事業者は、災対法の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害警報、情報等（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集・伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について、指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示等を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人材・資機材の確認を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。

- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (26) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

3 県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

4 指定地方行政機関

- (1) 名古屋地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (2) 愛知労働局
 - ア被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
 - イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
 - ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
 - エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。
 - オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
 - カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
 - キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
 - ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者

給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(3) 東海総合通信局

ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。

イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。

ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。

エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するものを行う。

オ 非常通信協議会の運営に関するものを行う。

カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

(4) 東海財務局

ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。

イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。

ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。

オ 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

カ 上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

(5) 東海農政局

ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。

イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等について、応急措置を行う。

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

(6) 第四管区海上保安本部（以下「四管本部」という。）

ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。

イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。

ウ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。

エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法、海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。

オ 海上における治安を維持する。

(7) 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(8) 中部運輸局

- ア 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- イ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- ウ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- エ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- オ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- カ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ク 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- ケ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- ケ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（以下「TEC-FORCE」という。）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

(9) 中部地方整備局

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- (イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- (ロ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (ハ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (ニ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (ホ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 初動対応

- (ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 情報連絡員（リエゾン）等及びTEC-FORCEを派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- (ロ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- (イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (ロ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。
- (ハ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (ニ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (ホ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- (ヘ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

(10) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

- イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
- (11) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
- (12) 中部近畿産業保安監督部
 - 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
- (13) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。
- 5 自衛隊
 - (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
 - イ 災害派遣計画を作成する。
 - ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。
 - (2) 発災後の対処
 - ア 即時救援活動
 - 人命救助を最優先して救援活動を実施する。
 - イ 応急救援活動
 - 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
 - ウ 方面隊による本格対処
 - 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。
- 6 指定公共機関
 - (1) 日本赤十字社
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
 - イ 避難所の設置に係る支援を行う。
 - ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
 - エ 血液製剤の確保と供給を行う。
 - オ 備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
 - カ 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
 - (2) 日本放送協会
 - ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
 - イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
 - ウ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
 - エ 津波警報等、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
 - オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

- (3) 日本郵便株式会社
災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。
オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- (4) 西日本電信電話株式会社
ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
ウ 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
エ 気象等警報を市へ連絡する。
オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- (5) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (6) 株式会社NTTドコモ
ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
イ 災害時における携帯電話の通信の確保、被災施設・設備の早期復旧を図る。
ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (7) KDDI株式会社
ア 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (8) ソフトバンク株式会社
ア 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (9) 楽天モバイル株式会社
ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (10) 中部電力パワーグリッド株式会社
ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
ウ 電力に不足を生じた場合、他社電力の融通を図る。
- (11) 東邦瓦斯株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。以降同じ。）
ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- (12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。
- (14) 独立行政法人国立病院機構
知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
- (15) 独立行政法人地域医療機能推進機構
知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
- (16) 独立行政法人水資源機構
愛知用水、豊川用水、木曽川用水、長良導水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
- (17) 独立行政法人都市再生機構
 - ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
 - イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
- 7 指定地方公共機関
 - (1) 愛知県土地改良事業団体連合会
土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
 - (2) 一般社団法人愛知県トラック協会
 - ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
 - イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
 - (3) 名古屋鉄道株式会社
 - ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - イ 旅客の避難、救護を実施する。
 - ウ 列車の運転規制を行う。
 - エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
 - オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送を行う。
 - カ 死傷者の救護及び処置を行う。
 - キ 運転再開に当たり、必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
 - (4) 各民間放送及び新聞社
日本放送協会に準ずる。
 - (5) 公益社団法人愛知県医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - (6) 公益社団法人愛知県歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
 - (7) 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
 - (8) 公益社団法人愛知県看護協会

看護活動に協力する。

(9) 一般社団法人愛知県LPガス協会

ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 上水供給事業者

ア 水道施設の災害予防措置をとる。

イ 発災後は水道施設（配水場、配水池、配水管等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

(2) 衣浦衛生組合

ア し尿及びごみ処理施設の災害予防措置をとる。

イ 発災後はし尿及びごみ処理施設の機能の維持に努めるとともに、し尿及びごみの円滑な処理を推進する。

(3) 刈谷医師会

ア 市の要請により、医師、看護師等からなる医療救護班を編成する。

イ 医療救護班は、医療、助産の業務及び防疫その他保健衛生活動に協力する。

(4) 碧南歯科医師会

ア 歯科保健医療活動に協力する。

イ 身元確認活動に協力する。

(5) 碧南高浜薬剤師会

ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

(6) 産業経済団体

農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

(7) 文化、厚生、社会団体

日本赤十字社奉仕団、共同募金委員会、婦人会、教育及び体育団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

(8) 危険物施設の管理者

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

(9) 建築関係団体

一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。

(10) その他重要な施設の管理者

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

第2編 災害予防段階

大地震による被害は、防災性の脆弱な市街地形成、あるいは耐震性を考慮しない建築物や工作物に起因するものが考えられ、その被害は大きいものと予想される。

本市にあつては、過去の震災貴重な教訓を生かし、また、今日の国、県の指導方針の下、行政、市民、関係団体等の事前対策について長・中・短期的に取り組む必要がある。

また、防災の基本理念で述べたように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるので、災害時の被害を最小限に抑えるとともに被害の迅速な復旧を図るため、平常時から防災に関する組織の整備、訓練、資機材の整備・点検に努めるとともに、災害が発生した時に災害応急対策活動の支障となる要素を改善することについて、計画的に推進することが重要である。

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

- (1) 自然災害に対する安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助及び身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- (2) 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- (3) 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- (3) 企業は、地域を構成する一員として、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 市における措置

- (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り
市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。
- (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み
市は、様々な主体を通じた防災意識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。
- (3) 業務継続計画の策定及び体制の整備
市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努める。
また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改定等を行う。

3 市民の防災意識

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所

で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、災害時に防災に寄与することができるよう、平素から知識の習得や訓練に努めなければならない。

4 事業者の責務

事業者は、災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

5 住民（住民組織）及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民（住民組織）及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高浜市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から高浜市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があるときは、市防災会議は、高浜市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 方針

大地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されたりすることが予想されるが、このような事態においても被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するためには、町内会や自治会などの住民組織あるいは事業所等で構成する自主防災組織において、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置及び加入を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織及び防災関係機関等の連絡・協力体制づくり（以下、「ネットワーク化」という。）の推進にも努めるものとする。

また、地震・津波によって、行政、市民、自主防災組織等による対応が行き届かない範囲・分野が生じた場合において、早期に被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速かつきめ細かなボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地（者）からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保を含めた受入体制の整備と、ボランティア相互のネットワーク化が不可欠である。このため、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

2 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の育成等

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」及び「高浜市自主防災組織整備推進要綱」に基づき、地域住民、施設、事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

県は、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに組織運営等について指導する。

イ 自主防災組織等にかかわる環境の整備

市及び県は、自主防災組織、消防団、企業、学校、防災に関するNPOなどの密接な関係の構築、連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施、防災リーダーの養成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化や訓練の実施を促すよう努める。

(2) 防災ボランティア活動の支援体制の整備

ア コーディネーターの養成・確保

大規模な災害により、行政、市民、自主防災組織などによる対応が行き届かない範囲・分野が生じた場合において、ボランティアがその力を十分に発揮するため、県及び市は、ボランティアと被災地（者）からの支援要請との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため、県及び市は、NPO・ボランティア関係団体等と協力して、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

国、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

(3) 防災関係団体のネットワーク化

市は、自主防災組織、消防団、企業、学校、NPO・ボランティア関係団体等、防災関係団体同士が顔の見える密接な関係を構築（ネットワーク化）することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど、必要な事業の実施、支援及び指導に努める。県は、これらのために必要な支援を行う。

(4) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

ア 防災リーダーの養成

県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(5) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、愛知県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、それぞれの地区の実情に応じた防災計画（地区防災計画）に基づき、平常時及び災害発生時のそれぞれにおいて、効果的に防災活動を行えるよう平素から準備するとともに、住民への周知及び組織への加入促進に努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

ア 初期消火等の実施

イ 地域内の被害状況等の情報の収集

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 住民に対する避難勧告・指示の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

4 ボランティアの受け入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受け入れ体制の整備

ア NPO・ボランティア関係団体等との意見交換等

市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の内容を含む災害発生時の対応や連絡体制などについて、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(7) 市は、高浜市社会福祉協議会に依頼して、ボランティアの受入れに必要な机、椅子、電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(4) 高浜市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）に、コーディネーターの派遣を要請する。

(9) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する高浜市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

また、市及び県は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て、市は災害ボランティアセンター、県は広域ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

(2) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進している。

市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時における企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体との防災関連協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保す

るものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策を実施するものとする。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには、想定リスクを考える必要があるため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市、県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業展開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

第1節 建築物の耐震推進

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法等の技術基準を基にしてかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑にかかわりあって定まるものであり、技術的水準が確保された建築物も巨大地震により被害を受けている。これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

そのため、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する必要がある。

そこで、地震発生時の避難・救護拠点となる施設をはじめとする、既存建築物の耐震性の向上を図る

ため、「高浜市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。

1 市及び県における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「高浜市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉鎖を防ぐため、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

この法律では「学校、病院、百貨店、事務所等多数の者が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。

これらの既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上のものについては、必要な耐震診断・改修が行われていないと認めるときは、所管行政庁は必要な指示をすることができることとしており、既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対してパンフレット等により普及・啓発をしていくこととする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて策定した「愛知県耐震改修促進計画」及び「高浜市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 市有及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定される、病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、県による指導・助言を得つつ、耐震性の向上を図るものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

次の各号のほか、細部については「高浜市建築物耐震改修促進計画」による。

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

ア 耐震診断費補助事業による耐震診断への助成

旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する場合の県による耐震診断費補助事業の活用により、耐震性向上の促進を図る。

イ 耐震改修費補助事業への助成

市が行う耐震改修費補助事業及び県による助成により、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

旧基準住宅を対象とする減災化促進に関する補助事業及び県による助成により、旧基準住宅の減災化の促進を図る。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

市及び県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断等

県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物

に対し、耐震診断費の助成を得る。

ウ 耐震診断費補助事業

民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業及び県による助成により耐震性向上の促進を図る。

エ 耐震改修費補助事業

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業及び県による助成により耐震改修の促進を図る。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 高層建築物の防災対策

衣浦東部広域連合消防局は、11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、市及び県は、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く住民や事業者周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2節 交通関係施設等の整備

交通関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、

	ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する。）

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 道路被害情報職員の指定

管理する緊急道路について区間を定め、詳細な被害情報の収集・連絡にあたる担当職員をあらかじめ指定し、その後の応急対策を効果的に進める。

ウ 応急復旧作業担当者との協定

高浜市内建設業者との協定に基づき、応急復旧作業を実施してもらう。

エ 復旧資機材の確保対策

高浜市内建設業者が所有する復旧資機材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を年度当初に調査し、実態把握に努める。また、激甚な大規模災害が発生した場合には市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、隣接市、県との連携の強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

災害発生時における緊急交通路[※]の確保を図るため、指定が予定されている緊急交通路に対し、信号機等の交通安全施設の増強、整備に努める。

※ 緊急交通路とは、県公安委員会が、災対法第76条第1項に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときに、政令で定めるところにより、緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが市区に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の通行を禁止し、又は制限する対象となる道路の区間をいう。

4 鉄道

名古屋鉄道は、従来の構造物も補修、改良を図って耐震性の強化並びにその整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策をとる。

5 港湾

港湾管理者は、次の措置を実施する。

(1) 耐震強化岸壁の整備

震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を進める。

(2) 緊急輸送道路の確保

耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。

(3) 臨港道路橋梁の耐震化の推進

震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進する。

(4) 津波被害低減対策

港湾における津波被害の低減を図るため、コンテナ等の流出防止柵の設置や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の安全性及び代替性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、管理するライフライン関係施設等について、地震災害については耐震性の確保、津波災害については耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

なお、市及び中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所は、「災害時における相互連携・協力に関する協定書」に基づき、連絡態勢の確立、樹木の緊急伐採、電力復旧、情報共有、道路啓開等を行う。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、ガス工作物の耐震性の向上、津波浸水対策、緊急操作設備の強化、応急復旧体制の整備等の対策を実施する。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

県（企業庁）においては、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかななくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなければならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。

給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、市が自主防災組織単位に実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して、新たに助成制度を活用して整備拡充を図っていく。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道管理者（県（建設部）及び市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から、順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等との協力

県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し、被災後の状況調査（管内テレビカメラ調査）等への支援体

制を確立する。

下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう、民間事業者等との協定締結などに努める。

(7) 下水道BCPに基づく防災対応力の向上

市及び県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業継続計画（下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

6 通信施設

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上から極めて重要なものであり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図ることとする。

特に、災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法であり、専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

(1) 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

(2) 伝送路の強化

通信機能を確保するため、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等に努める。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の整備を促進する。

(3) 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図る。

(4) 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、各施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

(5) 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施するなど、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

(6) 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局（MCA無線機等）の効果的活用にも努めるものとする。

7 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

第4節 文化財の保護

1 予想される被害・状況等

建造物等の倒壊、破損、火災、流失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想される。

2 方針

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、愛知県文化財保護指針及び高浜市文化財保護条例に基づき、文化財の保護を適切に行うものとする。

特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品等、有形の文化財の保護のため、市内に保存されている文化財の実態及び地震・津波による被害想定を的確に把握した上で、所有者と連携して文化財の管理・保護、防災施設の設置及び環境整備を促進し、地震・津波並びにそれらに起因する倒壊、消失、流失等の災害に対する予防措置を推進する。

3 対策

(1) 文化財レスキュー台帳等の作成

市は、県が定める「文化財レスキュー台帳」又はこれに準ずる台帳を市指定文化財の所有者ごとに作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳又はこれに準ずる台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名、所在地、連絡先、所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

- イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - エ 所在地内の地図、周辺地図、広域地図・写真
- (2) 防災思想の普及
市は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (3) 所有者等に対する指導・助言
市は、所有者等に対する防災知識の普及を図るとともに、定期的な点検を実施し、管理や保存に関する指導・助言を行う。
また、緊急的保存措置や被害発生時の現場保存の指導を行い、火災・散逸等二次災害の防止に努める。
- (4) 連絡・協力体制の確立
所有者等は、災害が発生した場合に備え、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (5) 重要文化財の耐震対策
重要文化財については、平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。
- ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
 - イ 対処方針の作成・提出
 - ウ 耐震対策推進の周知徹底
 - エ 補助事業における耐震予備診断の必須
 - オ 耐震予備診断実施の徹底
 - カ 県の指導・助言
- (6) 適切な修理の実施
所有者等は、適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (7) 防火・消防施設等の設置
市は、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (8) 文化財周辺の環境整備
市及び所有者等は、文化財周辺の環境整備を常を実施する。
- (9) 災害発生時の対応要領の習熟
災害発生等緊急時においても、被害状況の把握と報告、事後措置の指示・伝達などが迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から訓練し習熟に努める。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 基本方針

県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる次の施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設
 - 第4号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設

- 第5号 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
- 第6号 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
- 第7号 公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの
- 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第10号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 第11号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設
 - 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - 第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - 第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
 - 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - 第17号 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

4 単独事業等

- (1) 防災対策事業

県及び市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。
- (2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第4章 都市の防災性の向上

第1節 都市計画

都市計画については、高浜市都市計画マスタープランに基づき、都市防災をも十分加味した秩序ある整備を図るものとし、土地利用計画に即して土地区画整理事業等による面的整備を行うとともに、公園、緑地等の公共空地、道路等の交通施設及び上下水道等の都市施設は、防災面に重点を置いて都

市計画事業を推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第2節 防災上重要な都市施設の整備等

1 土地区画整理及び道路等公共施設の整備

市街化区域内の未整理地域における土地区画整理事業の実施に併せて道路、公園、調整池、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実に図る。

特に、密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市公園等の整備

都市における大規模な震災・火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震化・不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要であり、市は、県との連携も図りつつ都市公園の整備を推進する。

市は、「高浜市緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように、災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断・緩衝地帯、避難地等としての機能を有するので、良好な緑地の保全に努めていく。

3 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を防火地域として指定して不燃化の促進を図り、また、都市部と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築物又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも防火構造とすることとし、安全な町づくりの促進を図る。

2 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、県及び市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等公共施設の整備とともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に、老朽化した木造建築物が密集し都市基盤施設が不足する地区は、地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

また、防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

2 災害対策等に関する土地利用規制

(1) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

(現時点で愛知県知事が指定する区域はない。)

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を県知事が指定し、必要な規制を行う。

第5章 液状化対策、土砂災害等の予防

第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 液状化危険度の周知

県及び市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、住民や建築物の施工主等に周知を図る。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し構造物に被害を及ぼすことが昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として住民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、住民、市を始め各防災関係機関に公表した。

市は、液状化危険度の調査結果等について、引き続き地震防災マップにより住民等に対する周知徹底を図る。

2 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 宅地造成工事規制区域

県及び市は、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

2 造成宅地防災区域

県と市が協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずる発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

4 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの普及・活用に努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第4節 土砂災害の防止

1 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害危険箇所について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

(2) 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

（現時点で愛知県知事が指定する区域はない。）

(3) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

2 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

(1) 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

(2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

3 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

(1) 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

(2) 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

4 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

5 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう、市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど、市の発令判断を支援する。

県はこのほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

第5節 土砂災害警戒区域等に関する警戒・避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域等の指定状況の周知

市は、指定されている土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等は、高浜市公式Webサイト、防災マップその他の手段により、引き続き周知を図る。

2 土砂災害に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備

気象警報、土砂災害警戒情報、危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第3編第2章「通信の確保・運用」及び同第3章「災害情報の収集・伝達・広報、災害救助法の適用」により、迅速、確実に行う必要があるため、これらに必要な体制づくり及び連携要領を含む習熟に努めるものとする。

この場合において、危険区域に関する情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 急傾斜地の地表水、湧水及び亀裂の状況
- (2) 竹木等の傾倒の状況
- (3) 人家等の破壊の程度及び棟数
- (4) 世帯及び住民の数

3 警戒及び避難のための体制の整備

市は、警戒及び避難を的確に実施するために必要な体制について、土砂災害防止法及び土砂災害防止対策基本指針に基づき、着実に整備していく。

なお、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を含めて、「避難情報の判断・伝達マニュアル」の更新・充実に努めていくこととする。

土砂災害防止法の規定により、土砂災害警戒区域の指定があったときには、この計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

4 ハザードマップの作成及び周知

市は、ハザードマップを作成又は改訂するに当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や緊急避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等の恐れのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容とするよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知・徹底を図る。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市は、警戒区域内に所在する要配慮者利用施設について、新たにこの計画において定める際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

この計画において警戒区域内に所在する要配慮者利用施設として名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の施設管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成、訓練の実施及び報告をしなければならない。

また、市長は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができることとなっており、必要に応じ県と連携

して支援するよう努める。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

2 相互支援体制の整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6章 災害応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を計画的に行う。

第1節 防災施設等の整備

1 防災用拠点施設の体制及び資機材の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を的確に行うため、あらかじめ必要な体制及び資機材を整備するものとする。特に、防災上重要な施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

2 防災中枢機能の整備

(1) 県、市及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の給電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 県、市及び防災関係機関は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

3 消火・救援活動用車両、資機材等の整備

市及び消防機関は、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善等を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

なお、本市において消火・救援活動等に活用し得る車両類、防疫用資機材、給水用具等は、別紙第12のとおり。

4 浸水対策用資機材の整備

市及び水防関係組織は、注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行うものとする。

水防に必要な備蓄資材及び器材の品名は、高浜市水防計画で示すものとする。

5 救助・救急に係る施設・設備等の整備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

6 防災拠点施設の屋上の番号表示

災害発生時において、ヘリコプター等による空からの災害応急活動が効果的・効率的に実施できるよう、防災拠点となる施設の屋上・屋根への文字や番号の表示（ヘリサイン）の整備に努める。
なお、表示に当たっては、デザインや表示内容について県や周辺市町と連携を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備等

1 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達の重要性に鑑み、緊急地震速報の伝達に必要な体制、通信施設・設備のほか、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 通信手段の確保

(1) 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 防災情報システムの有効活用

県、市町村及び防災関係機関が、気象情報、ライフライン・道路・河川・土砂などの被害情報、避難情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化するとともに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを図るため、愛知県防災情報システム及び市町村防災支援システムを有効に活用できるよう、関係職員の技量向上を図る。

(4) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第3節 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練・点検等の実施、経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

なお、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

第4節 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

なお、各種のマニュアルは、実効性を確保するため、当該業務を主管する部署において定期的又は

必要に応じて見直しを行い、改訂・更新するとともに周知に努めるものとする。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第5節 人材の育成等

- 1 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 2 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 3 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第6節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

- 1 市は、大規模災害発生時の被害想定、外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、仮設トイレその他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ備蓄物資や物資拠点を登録し、活用するよう努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模災害発生時には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を適切に配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- 2 市民は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう努めるものとする。この際、この際、ローリングストック[※]の活用についても普及に努める。

市は、このことについて啓発に努める。

※ ローリングストックとは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。

なお、各家庭及び市における食料備蓄量（基準）の考え方については、次表のとおり。

7日分(3食/人)	家庭内備蓄による確保
2日分(2食/人)	市等による確保(避難所における1日2食分の確保)と市域内流通在庫による確保
7日目以降分	広域応援・物流による確保

- 3 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から発注機会の増大などに配慮するよう努める。災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第7節 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保について留意しておかなければならない事項は次のとおりである。

- 1 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、給水の対象人口とその単位給水量を把握しておかなければならない。給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者

を対象とする。

応急給水量は、次表に示すとおり、被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(1人・日)	住民の水運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3ℓ	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20ℓ	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100ℓ	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250ℓ)	概ね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

2 非常用水源の確保

非常用水源として、あらかじめ次のようなものについて選定しておき、平素から維持管理をしておく必要がある。

- (1) 最寄利用可能水源の利用…最寄の配水場または水道施設から路上配管等により応急給水する。
- (2) 水道貯水施設の利用……配水池を利用し、応急給水する。
- (3) 受水槽の利用……公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽利用して応急給水する。
- (4) プールの利用……原則として、飲料用としては利用しない。二次水源として、防火用水、洗い水、清掃用等に使用する。
- (5) 井戸の利用……浅井戸あるいは深井戸、これらの井戸は地震により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては特に水質に十分留意してから使用する。

第8節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、住宅建設に適する建設用地をあらかじめ選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地選定に当たっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

第9節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会等に要員を参加させ、判定士の養成・登録に努める。

2 相互支援体制の推進

県、市及び建築関係団体は、震災時における建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会が推進する、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に協力する。

第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、高浜市災害廃棄物処理計画を策定した。円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、愛知県災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、適宜内容を見直すものとする。

2 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の経済環境グループ、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図るものとする。

第11節 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うことができるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第12節 防災関係機関相互の連携

- 1 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- 3 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 4 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7章 避難行動の促進対策

大地震の発生時には、津波やがけ崩れの危険地域や火災の延焼等の二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも重要であるため、空振りをおそれず避難情報を適時適切に発令することにより住民等が適切な避難行動をとれるようにするため、発令基準を整備する。

また、津波の場合を除き、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより防災情報を提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害情報共有システム（Lアラート）（以下「Lアラート」という。）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化、多様化を図る。

激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大、大規模ながけ崩れ等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われる等により、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。市長は、このような場合に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して、従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に活用するとともに、警報等がさまざまな環境下にある住民等に対して確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

県、市及びライフライン事業者は、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等

1 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じて、その危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表は、別紙第10のとおり。

(1) 広域避難場所

住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて、次の基準により広域避難場所を選定し確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。選定に当たっては、次を参考とする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なけがれ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては、広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

指定緊急避難場所ごとに、周囲の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、具体的な避難路の選定（指定）、周辺の具体的な危険箇所等については、自主防災組織や学校区の単位で検討・確認し、それぞれの地区防災計画に記載するよう努めるものとする。

- (1) 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 津波、浸水、土砂災害等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの充実

1 マニュアルの見直し・充実

市は、避難情報の発令にかかわる、避難すべき区域や判断基準、伝達方法などの基準を定めている「避難情報の判断・伝達マニュアル」について、引き続き次の事項に留意の上、見直し・充実を図るものとする。

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること

- (2) 収集できる情報として、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報を踏まえること
 - (3) 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考にすること
 - (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。
 - ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
 - イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
 - ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）
 - (5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。
 - (6) 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
 - (7) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。
- 2 判断基準等の設定に係る助言
- 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局、県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。
- 3 事前準備
- 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- また、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

- 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置
- 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。
- なおその際、土砂災害、津波災害、河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (1) 市の避難計画
- 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。
- ア 避難情報を発令する基準及び伝達方法
 - イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
 - エ 避難誘導等に従事する者の安全確保に関する事項
 - オ 指定緊急避難場所開放、指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - カ 指定緊急避難場所、指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難に万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、指定緊急避難場所、指定避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合について、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所・指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図る。

1 指定緊急避難場所等の広報

指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行った都度、市は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の区分
- (6) その他必要な事項
 - ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項について、住民に対して普及のための措置をとる。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
 - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - イ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）。
 - ウ 津波については、想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早くできるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とする。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、災害時における市民の生活環境を確保するため、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、並びに避難所の運営体制の整備に努める。

また、県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などの活用を努める。

社会福祉施設等の管理者（以下、この章において「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。

加えて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第1節 指定避難所の指定・整備等

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップの下に指定避難所等の指定・整備を図る。

また、避難者が最寄りの指定避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難も考慮して整備していくよう努める。

1 指定避難所の指定

市が指定する指定避難所の区分は、災害対策基本法施行規則第1条の7の2で規定される指定一般避難所及び指定福祉避難所とする。

指定避難所の指定にかかわる条件等については、次の各号のとおり。

なお、現時点における指定避難所の指定状況は、別紙第10のとおり。

(1) 条件

避難所が、被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等住民に身近な公共施設等の中から、災対法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

なお、これらの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

(2) 必要面積等

避難者の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

【一人当たりの必要占有面積】

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で、座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける

（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (3) 必要な機能、備蓄場所、通信設備の整備等
指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - (4) 指定福祉避難所
 - ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。
 - イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
 - ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
 - エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
 - (5) 原則として、防災関係機関、教育関係機関の管理諸室、病院など医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、指定避難所としての指定を避ける。
また、災害発生時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その施設を新たに避難所として追認、登録することが必要となる。
 - (6) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
 - (7) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- 2 指定避難所が備えるべき設備の整備等
- 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所予定施設等に備え付け、利用できるよう、整備に努める。
- (1) 情報受発信手段
防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
 - (2) 運営事務機器
パソコン、コピー機等
 - (3) バックアップ設備
投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
 - (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
 - (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられ

よう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所を開設するよう努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

3 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等仮設に必要な資器材の備蓄及び調達可能数の把握確認を実施しておくものとする。また、平素から安全な広場等候補地を把握しておくとともに、校区や町の区域を超えての避難も考慮して整備していくものとする。

4 指定避難所の運営体制の整備

- (1) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、「高浜市避難所運営マニュアル」、「愛知県避難所運営マニュアル」、「愛知県避難所運営マニュアル活用の手引き」、「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、指定避難所ごとに各地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 指定避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討していく。
- (3) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。
また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所を開設するよう努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 避難路・方向等の表示

市は、指定避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、所要の箇所に標識・標札等を配置・表示するよう整備に努める。

第2節 要配慮者支援対策

1 方針

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員・介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

なお、個人情報の取り扱い及び保護については、個人情報の保護に関する法律のほか、関係法令・条令等を遵守するものとする。

また、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

特に、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図っていくものとする。その際は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民、ボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震・津波災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(6) 津波災害警戒区域内の施設に係る対策

第2編第10章 津波災害等予防対策を参照すること。

(7) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国、県、近隣市町その他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、地域住民等と連携して、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、避難行動要支援者に対する避難支援について、円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点での全体的な考え方を整理して定めた避難行動支援計画（全体計画）に基づき各種施策を推進するとともに、市民への周知に努めるものとする。その際、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送することを想定し、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、基本的事項は次の(1)～(5)のとおりとする。

さらに、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常

的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等、必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件に当てはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ウ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 75歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯
- (イ) 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- (ロ) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者。ただし、肢体不自由の場合は、3級の者も含む。
- (ハ) 療育手帳A又はBを所持する者
- (ニ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (ホ) 難病患者
- (ヘ) 上記以外の市民で、本人、家族親族、避難支援等関係者又は市の関係機関からの申出に基づき、災害時に避難行動要支援者であると市長が認めるもの

エ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により常に変化することから、避難行動要支援者に該当する者を把握するとともに、次の各号により名簿情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努めるものとする。

- (ア) 新たに転入してきた要介護認定者、障がい者等、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (イ) 転居や死亡等に伴い避難行動要支援者の異動が住民記録の変更等により確認された場合や、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、名簿から削除する。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿作成に必要な個人情報

名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ロ) 性別
- (ハ) 住所又は居所
- (ニ) 電話番号、その他の連絡先
- (ホ) 避難支援等を必要とする事由
- (ヘ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者を把握するのに必要な範囲内で、市の関係部局で把握している要介護認定者、障がい者等の情報の集約に努める。

- (イ) 都道府県等からの情報の取得

市長は、難病患者に係る情報等、市が把握していない情報の取得が名簿の作成のために必要であると認めるときは、愛知県知事その他関係する者に対して、情報提供を求めるものとする。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等、必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、市全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ウ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

(4) 名簿情報及び個別避難計画情報（以下、「名簿情報等」という。）の避難支援等関係者への事前の提供

市は、名簿情報等を避難支援等関係者に情報提供することについて、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者にあらかじめ提供するものとする。

避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

ア 町内会（自主防災組織）

イ まちづくり協議会

ウ 民生委員・児童委員

エ 高浜市社会福祉協議会

オ 碧南警察署

カ 衣浦東部広域連合消防局（以下「衣東消防局」という。）

キ 高浜市消防団

ク 上記のほか避難支援等の実施に携わる関係者で市長が避難支援等に関し必要と認めるもの

(5) 個人情報の適切な管理

名簿情報等の提供に際しては、個人情報の漏洩防止に万全を期するため、避難支援等関係者に対する研修会等を通じて、次に掲げる措置を講ずるほか、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿情報等の活用に支障が生じないよう、個人情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 名簿情報等には、避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿情報等は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所で名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った名簿情報等を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 名簿情報等の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ク 災害時に緊急的に提供した名簿情報等については、支援活動後にその情報の返還を求める。

5 外国人等に関する防災対策

市及び防災関係機関は、県や周辺市町等と連携を図りつつ、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を、支援の対象としてだけでなく地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備の推進に協力する。

6 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や、安否確認手段を家族間等で事前確認しておくことなどの必要性について、平常時から積極的に広報する。
- (2) 事業者による物資の備蓄等の促進
企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。
- (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保
市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を検討する。

2 支援体制の構築

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ課題が多岐の分野にわたることから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関連機関が相互に連携、協力する仕組みづくりを進め、災害時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的・物的被害が予想される。

このため、市は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 一般家庭に対する指導

市は、消防団、町内会等の各種団体を通じて、一般家庭に対し、住宅用火災警報器、消火器具及

び消火用の水の確保等普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

衣東消防局は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

3 立入検査の強化

衣東消防局は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

5 危険物施設等に関する指導等

衣東消防局は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、衣浦東部広域連合火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力・消防施設等の整備強化

1 消防力の整備強化

市及び衣東消防局は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の充実を図る。また、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努める。

2 消防施設等の整備強化

市及び衣東消防局は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに、年次計画を立ててその強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備に努めるものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 保安確保の指導

衣東消防局は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物取扱者に対する保安教育

県（防災安全局）は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

3 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めるものとする。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努めるものとする。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

第4節 毒物劇物取扱施設防災計画

県（保健医療局）及び市は、次の事項を重点として立入指導を強化する。

- 1 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- 2 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- 3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- 4 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- 5 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第10章 津波災害等予防対策

海域で起こる大きな地震は津波を発生させ大きな災害をもたらすことが多く、南海トラフ地震においても津波が襲来することが予想されている。本市の沿岸域や河口部には、伊勢湾台風による災害を契機に堤防・護岸施設等が整備されているが、その後の地盤沈下や老朽化に対応した施設の嵩上げ、補強、補修等の対策が必要である。

また、堤防・護岸施設外の区域等の住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊等による不測の事態も想定されるため、予防対策を講ずる必要がある。

津波災害対策については、①発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（理論上最大想定モデル）と、②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波（過去地震最大モデル）という二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。

最大クラスの津波（理論上最大想定モデル）に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸に総合的な対策を講ずるものとし、比較的発生頻度の高い一定程度の津波（過去地震最大モデル）に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第1節 津波対策に係る地域の指定等

- 1 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の公表
県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表した（平成26年5月30日公表）。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定
県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定した。（平成26年11月26日公表）
また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、高浜市を含む26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行った。（令和元年7月30日公示）

第2節 津波防災体制の充実

- 1 県及び市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
- 2 津波警報、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。
- 3 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整える。
- 4 消防職員、消防（水防）団員、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知する。
- 5 津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域等における、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波災害警戒区域の監視・巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップ等を具体的に策定する。
- 6 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準を、「避難情報の判断・伝達マニュアル」においてあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- 7 避難誘導計画の策定にあたっては、「津波災害警戒区域」を基準として避難対象地区とし、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定する等避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物等いわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- 8 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- 9 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波（理論上最大想定モデル）及び比較的頻度が高く大きな被害をもたらす津波（過去地震最大モデル）による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- 10 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者自身が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討しておくものとする。なお、検討にあつては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に、自転車の活用も検討する。
- 11 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。
なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- 12 津波災害警戒区域の指定に係る事項
 - (1) 市における措置

津波災害警戒区域の指定に伴い、市は次の事項をこの計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項
（第2編 第7章、第3編 第3章、第4章及び第5章参照）

イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設でこの計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場

合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法（第2編第7章、第8章、第3編第3章のほか、各避難促進施設の避難確保計画参照）

(2) 避難促進施設の所有者又は管理者における措置

この計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

津波災害警戒区域内の避難促進施設の名称等については、別紙第11を参照すること。

(3) 市長は、この計画に定める避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

観光客等を含めた津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達・避難訓練の実施などにより、津波防災知識の普及に努める。

また、一般及び船舶に対し、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

1 一般向け

(1) 避難行動に関する知識

ア 我が国の沿岸は、どこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

イ 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合等、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難が必要があること。海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

ウ 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。

エ 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。

カ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

キ 正しい情報を、ラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手すること。

(2) 津波の特性に関する情報

ア 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

イ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

イ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

2 船舶向け

(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

(2) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは直ちに港外（水深の深い広い海域）退避※する。

(3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

(4) 港外（水深の深い広い海域）退避※できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛する等最善の措置※をとる。（※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。）

(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第4節 津波防災事業の推進

- 1 市は、海拔の低い地帯における津波及び堤防等の被災による浸水から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段等の避難関連施設の計画的整備や、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性により低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察交番所等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- 4 内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災による低海拔地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第11章 広域応援・受援体制の整備

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第1節 相互応援協定の締結等

- 1 相互応援協定の締結
市は、災対法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努める。
- 2 民間団体等との協定の締結等
市及び県は、災対法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 技術職員の確保
県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
- 4 応援要請手続き等の整備
 - (1) 協定等に基づく応援
県及び市は、既存の協定等に基づく応援について、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。
なお、現状における地方公共団体、民間団体等との協定等の一覧表は、別紙第13のとおり。
 - (2) 自衛隊の災害派遣
県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。
また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の

実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

市は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行えるように備えるとともに、通信の途絶等により県に要求できない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知することになるため、県に準じて、平常時から備えを行うよう努める。

第2節 受援体制の整備等

1 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

2 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとしている。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様である。

3 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、県と協力して各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を名古屋空港北西部（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとなる。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及びトラックターミナル、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識向上策

地震災害を最小限にするためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いが助け合うという意識と行動が必要である。このため市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。

国、県及び市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施していく。

特に、稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練

1 総合防災訓練

市は、国、県、市町村などの防災関係機関、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等の協力・連携のもと、大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材、実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次の各種の訓練を実施していく。

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練
- (2) 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達等、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練
- (3) 災害応援に関する協定に基づく、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練

なお、市、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行う。

2 津波防災訓練

市は、南海トラフ地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

- (1) 津波警報等の情報伝達訓練
- (2) 津波避難訓練
- (3) 水門、陸閘等の操作訓練

3 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資機材、人員）

- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難（避難情報等の放送・伝達、居住者の避難）
- 4 動員訓練
市は、地震・津波災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。
- 5 図上訓練等
市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。
- 6 広域応援訓練
県及び市町村は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。
- 7 訓練の検証
市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。
- 8 防災訓練の指導協力
市は、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導し、災害発生時における住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- 9 市（教育委員会）及び各学校等管理者における措置
児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。
 - (1) 計画の策定及び周知徹底
訓練は毎年1回以上、学校の種別・規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、都市政策部等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。
 - (2) 訓練の実施
 - ア 学校における訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動とあいまって十分な効果をおさめるように努めること。
 - イ 事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。
 - ウ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
 - (3) 訓練の反省
訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図るものとする。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

また、地震体験車、地震災害に関するビデオなどを活用して、防災教育の推進を図る。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容

- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールを取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (12) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (17) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (18) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

なお、名古屋地方気象台は、住民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、上記の内(1)～(4)、(8)、(15)～(17)について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

2 防災に関する知識の普及

県及び市は、防災週間、津波防災の日等における各種講習会、イベント等の開催・参加を通じて、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、県及び市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を、事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

3 自動車運転者に対する広報

自動車の運転者に対しては、地震が発生した場合における運転者として適切な行動がとれるよう、教育、広報を徹底する。

4 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を奨励・推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。この際、ローリング・ストックの活用についても普及に努める。また、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

6 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等に積極的に協力し、災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

7 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院等と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3節 防災のための教育

1 学校教育における防災教育

県・市（教育委員会）及び各学校等管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。

災害リスクのある学校においては避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実させ、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。

また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(イ) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(ロ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ハ) 異常時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(ニ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(ホ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(ヘ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとにアからエに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (7) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
 - (4) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
 - (9) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を挙げて指導する。
- 2 職員に対する防災教育
- 市職員が一丸となって積極的に防災にかかわる諸活動を推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識・技能の向上を図るため、地域防災計画、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施し、所要の指導を行う。
- また、地域の防災力の充実を図る観点から、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材の育成に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

- 県及び市は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもと、次の事項を実施する。
- 1 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、必要に応じ、アンケート調査等による防災意識調査を実施する。
 - 2 耐震相談及び現地診断の実施

「地震が起きたときに我が家は大丈夫か」という住民の不安を解消するため、無料耐震相談・診断を適宜実施する。
 - 3 地震に関する相談の実施

地震に関する不安を持っている住民のために、相談に応ずる。

第13章 震災に関する調査研究の推進

様々な災害が同時に広域的に多発する地震・津波災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

県防災会議地震部会は、これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ね、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。

また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われている。

市は、これらの機関とも連携して総合的に調査研究を推進し、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

第14章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無にかかわらず、従前から実施している突発地震への備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が、地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

《参考 南海トラフ地震に関連する情報》

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	発表される条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

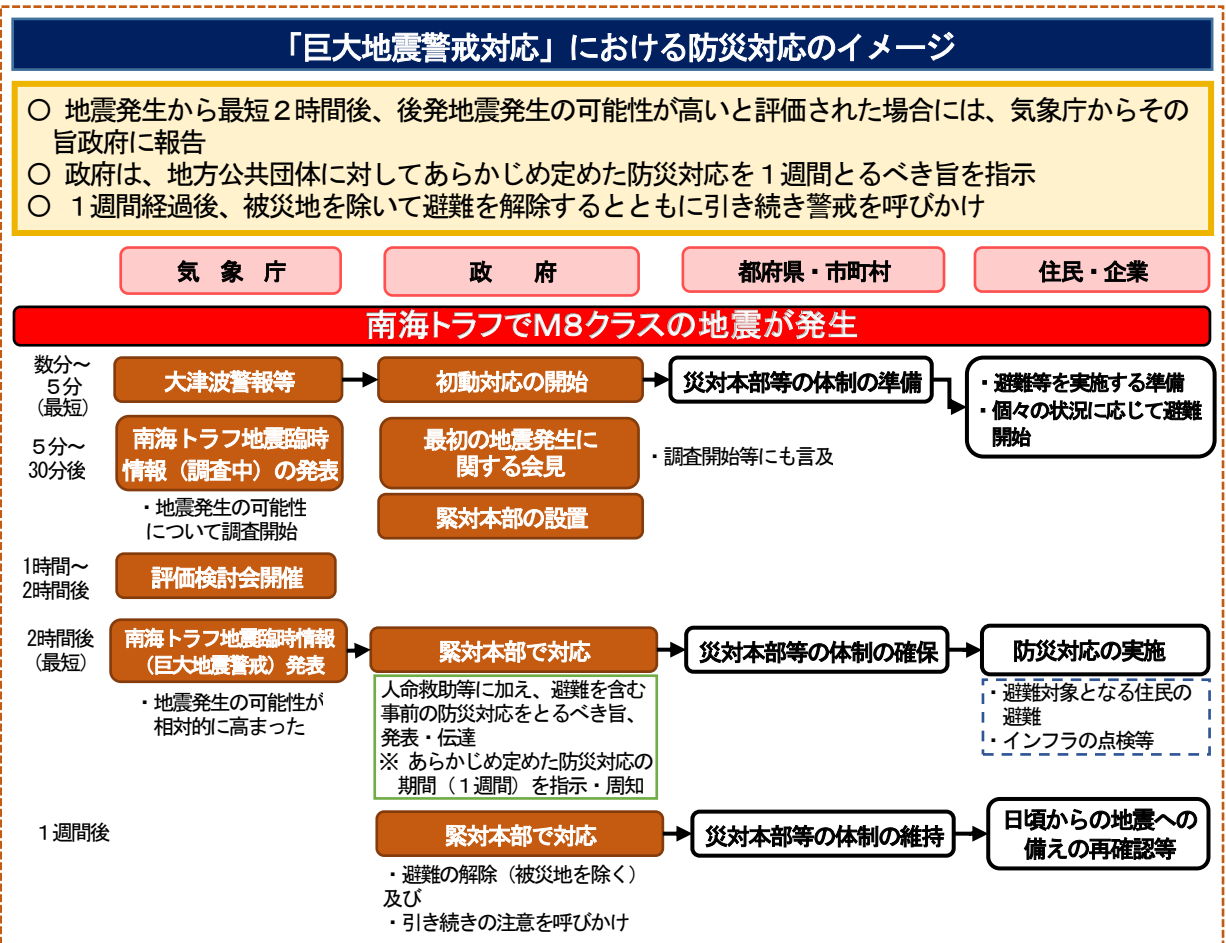
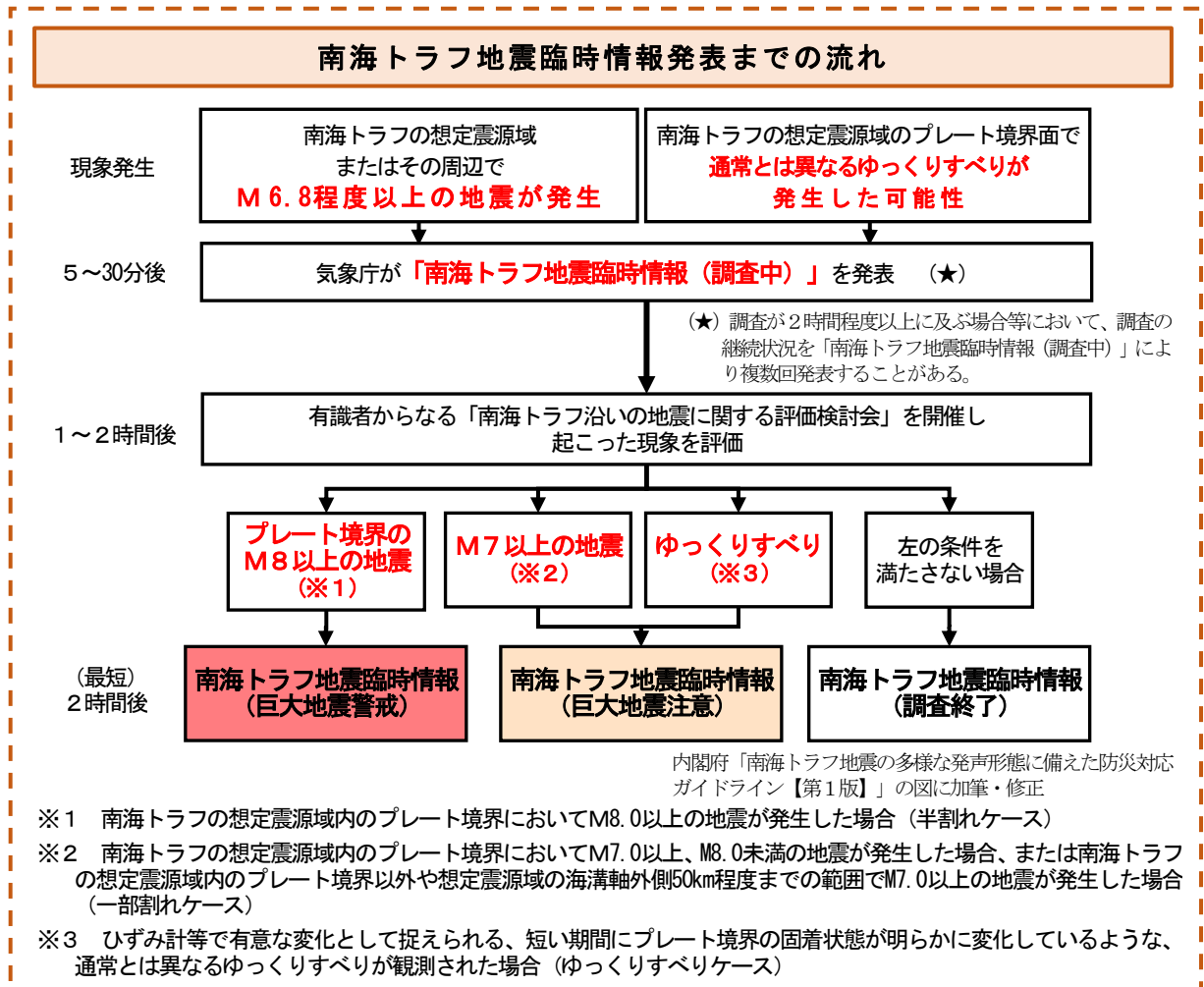
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

○ 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、別紙第3「非常配備体制区分」で示す第0非常配備の体制をとり、情報収集要員を配置する。

他の防災関係機関は、予め定められた必要な体制をとる。

なお、県は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。

南海トラフ地震臨時情報の伝達等については、第3編 第3章 第1節「津波警報・地震情報等の伝達」を参照。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、別紙第3「非常配備体制区分」で示す第1非常配備の体制をとり、災害警戒本部を設置する。さらに、相当規模の災害が発生する恐れがあり体制を強化する必要があると市長が認めたときには、第2非常配備に移行し災対本部を設置する。

また、防災関係機関は、予め定められた必要な体制をとる。

なお、県は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。

南海トラフ地震臨時情報の伝達等については、第3編 第3章 第1節「津波警報・地震情報等の伝達」を参照。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。

また、県及び市は、国からの指示に基づき、地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

住民への周知・呼びかけについては、第2編 第12章 第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編 第4章 第3節「広報」を参照。

4 避難対策等

(1) 事前避難対象地域の設定

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（平成31年3月内閣府作成、令和元年5月一部改訂）（以下「検討ガイドライン」という。）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内〈巨大地震警戒時の事前避難〉検討手引き」（令和2年3月愛知県作成）（以下「検討手引き」という。）などに基づき、地震動に伴う堤防沈下等の影響により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を事前避難対象地域（住民事前避難対象地域）として設定する。

事前避難対象地域（住民事前避難対象地域）・・・新田町二丁目

(2) 地域住民等の避難行動等

ア 事前避難対象地域内の住民等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され国からの指示が発せられた場合は、事前避難対象地域内の住民等について、避難指示等により事前の避難を促す。

このため、県及び市は、事前避難対象地域内の住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全

を期するよう努めるように周知する。

なお、当該地域内に所在する企業等の防災対応については、「13 企業等の防災対応」参照。

イ 事前避難対象地域外の住民等

事前避難対象地域外の住民等に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとるよう呼びかける。

(3) 事前避難における避難所の確保・運営等

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。

また、避難所の運営は避難者自ら行うことを基本とし、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することを基本とする。これらについて、住民の理解を得るように努める。

(第3編第11章第1節「指定避難所の開設・運営」及び検討手引き参照。)

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合について、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ 水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域の防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべ

き行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 四管本部及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、それぞれ定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、これらの者がとるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記①～⑧を実施する体制（⑧においては実施必要箇所を含む。）は、各施設ごとに定めるものとする。

イ 個別事項

① 橋梁、法面等に関する道路管理上の措置

② 河川及び海岸施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

③ 学校等にあつては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

④ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 河川、海岸及び港湾施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に

備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎、設備、資機材、車両等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市の南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん、市が実施する活動との連携等、必要な措置を行うものとする。

12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生し、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及びTEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動する。

13 企業等の防災対応

企業等の防災対応については、検討ガイドラインにおいて、「個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することが望ましい」と記載されており、各主体があらかじめ防災対応を検討し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にはそれらを実践できるように備えておく必要がある。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、別紙第3「非常配備体制区分」で示す第1非常配備の体制をとり、災害警戒本部を設置する。

また、防災関係機関は、予め定められた必要な体制をとる。

なお、県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。

南海トラフ臨時情報の伝達等については、第3編 第3章 第1節「津波警報・地震情報等の伝達」を参照。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。

また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手

段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

呼びかけについては、第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第4章「災害情報の収集・伝達・広報、災害救助法の適用」第3節「広報」を参照。

第3編 災害応急対策段階

大規模な地震が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、市、公共機関等防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策の万全を期すものとする。

第1章 活動体制（組織の動員配備）

第1節 高浜市災害対策本部

高浜市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、市長は、災対法第23条の2第8項及び高浜市災害対策本部に関する条例の規定により、高浜市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置し、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得つつ、有する全機能を発揮して災害予防及び災害応急対策の活動を実施する。

なお、高浜市水防計画による高浜市水防本部は、災害対策本部が設置された場合には同本部に統合される。

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

市災対本部の活動等の細部については、本計画に準拠して各部班単位で作成する「災害対策本部危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）に具体的かつわかりやすく記載するほか、突発性の高い地震・津波など所要の職員の速やかな参集が困難な場合における初動期の活動に関して補完するために作成した「災害対応初動マニュアル」（以下「初動マニュアル」という。）を活用して、災害初期における活動を迅速かつ確実にを行うよう努めるものとする。

（参考）東海地震注意情報等に伴う地震災害警戒本部については、第5編第2章を参照

1 市災対本部の設置・廃止

(1) 設置の基準

市災対本部は、別紙第3「非常配備体制区分」のうち、第2非常配備及び第3非常配備の場合を基準として、次の区分により市長が設置する。

ア 地震等発生による場合

(イ) 近隣市町村を包括する地域で、震度5弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 「伊勢・三河湾」に「大津波」又は「津波」の警報が発表されたとき。

イ 市長の命令で設置する場合

地震等により地域に相当規模の災害が発生したとき。

(2) 組織

別紙第1のとおり。

(3) 設置場所

市役所庁舎2階 市長応接室及び2階会議室

(4) 廃止の基準

市災対本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき又は災害発生後における応急処置がおおむね完了したと認められたとき、市長が廃止する。

(5) 設置又は廃止の通知・公表

市災対本部を設置又は廃止したときは、市職員、関係機関、地域住民等に対し、次の区分を基準として通知・公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
愛 知 県 防 災 安 全 局	高度情報通信ネットワーク	都市政策部長
碧 南 警 察 署	電話・防災行政無線	都市政策部長
自 衛 隊	電 話	都市政策部長
庁 内 各 部	庁内放送及び口頭	各 部 長 等
市 出 先 機 関 及 び 学 校 等	電 話	各 部 長 等

衣 東 消 防 局	電話・防災行政無線	高浜消防署長
消 防 団	電話・防災行政無線	都市政策部長
自 主 防 災 組 織	電 話	都市政策部長
報 道 機 関	口頭又は電話	企 画 部 長

2 本部員会議

(1) 構成及び機能

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長等、高浜消防署長及び消防団長で構成し、災害対策にかかわる次の事項について協議し推進する。

- ア 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ウ 本部長の指示又は避難勧告等に関すること
- エ 自衛隊に対する災害派遣の要請又は依頼に関すること
- オ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること
- カ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 会議の開催

本部員会議は、本部長が招集し開催する。

- ア 場所は、原則として災害対策本部室で開催する。
- イ 部長等は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出するものとする。
- ウ 部長等は、必要に応じ班長その他所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 部長等において、必要に応じ会議の招集を求めるときは、都市政策部長を通じてその旨を申し出るものとする。
- オ 会議の決定事項のうち、本部長、副本部長又は部長等が関係職員に周知を要すると認めたものについては、各部長等を通じて速やかにその周知徹底を図るものとする。

3 各班の事務分掌

別紙第2のとおりとする。

なお、災害対策活動の具体的事項については、関係部署が緊密に連携・協力して、諸活動を円滑かつ効果的に推進するものとする。

第2節 動員計画

災害応急対策を円滑に実施するための必要人員・資機材を動員し配備するための計画であり、要員・資機材等の配備については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 配備体制区分

別紙第3のとおりとする。なお、細部については、都市政策部長が市長の承認を得て、災害対応初動マニュアル及び災害対策本部危機管理マニュアルに記載するものとする。

2 配備の連絡

(1) 勤務時間内における伝達方法

市長（本部長）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、それらの程度・規模に対応する配備体制をとり、必要に応じ本部員会議を開催する。

伝達系統は別紙第4(1)のとおりである。

(2) 休日又は退庁後における伝達方法

当直者は、非常配備に該当する注意報、警報等を受領したとき又は市内における緊急災害情報を受理したときは、直ちに防災防犯グループリーダーに連絡するものとし、防災防犯グループリーダーは都市政策部長に連絡するものとする。

都市政策部長は、市長、副市長及び教育長に報告し、配備体制及び必要事項に関する指示を受け、各部長等及び防災防犯グループリーダーに連絡するものとする。

伝達系統は別紙第4(2)のとおりである。

3 職員の招集、配備

(1) 招集

各部長等は、非常配備の指示を受けたときは、直ちに配備体制区分に応じて所要の班員を招集し、防災態勢を確立するよう努めなければならない。

(2) 配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

- ア 職員は、あらかじめ非常配備体制及び自己の任務について、十分理解し習熟しておかなければならない。
- イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビの聴視、インターネット情報の閲覧、所属長や防災防犯グループへの照会等によるほか、自ら工夫して情報を得るように努めなければならない。
- ウ 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、非常配備の指示がないときであっても、状況に応じて所属長と連絡をとり、又は「非常配備・本部要員登庁基準」に照らして自らの判断で所定の部署に参集し、防災活動に従事するものとする。
- エ もし、災害等により交通が麻痺又は著しく困難化し、あらゆる手段によっても定められた部署配備に就くことが不可能あるいは長時間を要する場合には、次によるものとする。
 - (ア) 通信連絡により、所属長又は本部から指示を受けること。
 - (イ) 前記(ア)が不可能な場合、状況に応じて判断するものとするが、速やかな連絡に努めるものとする。

4 職員の派遣要請等

- (1) 国の職員の派遣要請（災対法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）
市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。
- (2) 職員派遣のあっせん要求（災対法第30条）
市長は、知事に対し災対法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせンを求めることができる。
- (3) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- (4) 被災市町村への市職員の派遣
市長は、被災した他市町村へ職員を派遣する場合、職員の選定に際し派遣先地域や災害の特性等を考慮するよう努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 防災関係機関における体制

1 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに災害時の対応について平時からコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

2 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

3 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、関係機関等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2章 通信手段の確保・運用

第1節 基本方針

大規模災害時における通信は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上から極めて重要であり、防災関係機関は非常用電源の確保を含めて、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完及び効果的な運用を図る。

- 1 災害の発生又は切迫に伴い、通信の輻輳が予想されるときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。

- 2 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により必要最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- 3 市及び防災関係機関は、災害にかかわる情報の収集・伝達及び各機関相互の通信連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、無線及び有線を通じた通信を適切に運用するとともに、放送事業者への放送の依頼等を行う。

第2節 通信手段の確保及び運用

- 1 専用通信の使用
防災関係機関は、情報連絡手段として無線又は有線を利用した専用通信を使用することとされており、県及び市は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。
- 2 防災相互通信用無線局の使用
市及び防災関係機関は、防災に関する通信を行うために設置した防災相互通信用無線局（MC A無線機）を活用して、災害現場等での円滑な情報の伝達を図る。
- 3 衛星通信設備の使用
市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信設備により、映像を含む情報の受伝達に努める。
- 4 非常通信（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号）
無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっているが、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的等にかかわらず運用することができる。
 - (1) 非常通信の通信内容
 - ア 人命の救助に関するもの
 - イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
 - ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
 - エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
 - オ 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
 - カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
 - キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
 - ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
 - ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
 - コ 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
 - (2) 非常通信の発受
非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。
 - (3) 非常通信の依頼
非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。
- 5 災対本部臨時電話の設置
市災対本部に臨時電話を設置し、夜間でも即時に市外・市内自動通話ができる態勢をとる。
- 6 電話・電報施設の優先利用
各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。
なお、電話による非常扱い・緊急扱いの通話のサービスは、平成27年7月で終了した。

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(2) 非常扱いの電報

天災その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる（8時から19時までの受付）。

ア 非常扱いの電報の申し込みであること。

イ 発信電話番号と機関名

ウ 電報の宛先の住所と機関名等の名称

エ 通信文と発信人名

(3) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる（8時から19時までの受付）。

ア 緊急扱いの電報の申し込みであること。

イ 発信電話番号と機関名

ウ 電報の宛先の住所と機関名等の名称

エ 通信文と発信人名

7 放送の依頼

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。この際、**（株）キャッチネットワーク**及び**（株）エフエムキャッチ**に対しては直接、それ以外に対しては知事を通して依頼する。

8 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3章 避難にかかわる諸活動

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。市長は、災対法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

第1節 津波警報・地震情報等の伝達

1 警報・情報等の種類

気象庁及び名古屋地方気象台から発表・伝達される津波警報等及び地震に関する情報等は、次のとおり。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想した場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

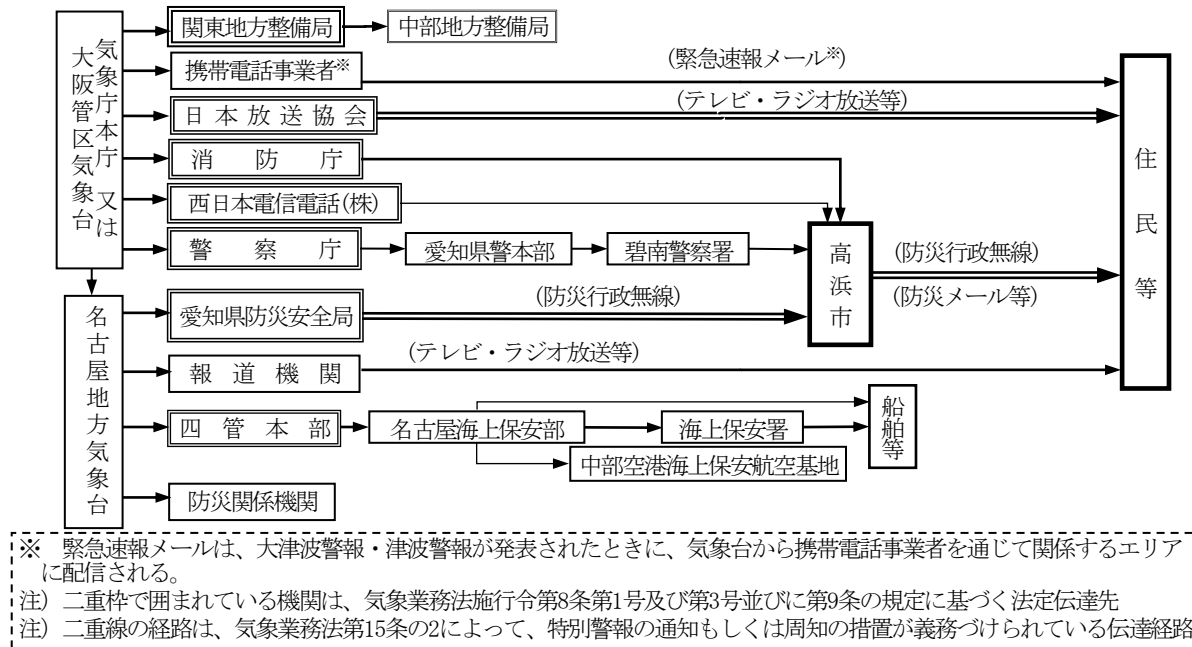
なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地震に関する情報などを発表する。

2 津波警報等情報の伝達

- (1) 津波警報等、地震に関する情報等は、関係機関は次の伝達系統（抜粋）により迅速かつ的確に伝達する。



- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。

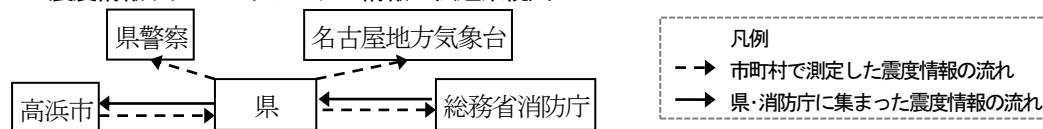
また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

- (3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県下全市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集し、名古屋地方気象台に伝達される。また、県からの情報は、震度情報ネットワークシステムにおいて震度4以上を観測しなかった場合でも、気象庁又は名古屋地方気象台が地震情報等を発表した場合は、これらの情報と併せて伝達される。

当該情報の伝達系統については、次の図のとおりである。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



3 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、緊急地震速報を受信した場合、防災行政無線及び防災メールにより自動伝達を実施されていることを確認し、もし自動的に伝達されなかった場合には、防災行政無線をはじめとする効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達するよう努めるものとする。
- (4) 強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。
- 4 その他防災関係機関における措置
 - (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
 - (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。
- 5 情報等の種類・発表基準等

資料7「警報・注意報等の種類と発表基準」を参照すること。
- 6 異常現象発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難の指示等

- 1 市における措置
 - (1) 避難の指示等
 - ア 津波災害

市長は、津波警報等を覚知した場合、直ちに避難を指示するなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

なお、この際、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。
 - イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。
 - (2) 水防管理者としての立退きの指示

市長は、水防法に基づく水防管理者としての立場もあり、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

立退きを指示したときは、碧南警察署長に通知する。
 - (3) 県知事等への助言の要求

市長は、立退き避難の指示等を行おうとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は県知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり適切な判断を行うため、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言の活用に配慮する。
 - (4) 報告（災対法第60条第4項）

高浜市 → 西三河方面本部（西三河県民事務所） → 県知事
 - (5) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- 2 県知事等（知事又は知事の命を受けた職員）における措置
 - (1) 津波切迫時の立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべり切迫時の立退き指示

知事等は、地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 市町村長への助言

知事は、市町村長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。

(5) 四管本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、四管本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(6) 他市町村に対する応援指示

県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 県警察（警察官）における措置

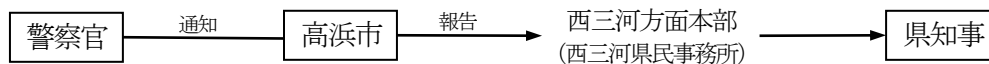
(1) 警察官職務執行法第4条による措置

警察官は、災害で危険な事態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることができる。警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会に報告される。

(2) 災対法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは緊急安全確保の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保の措置を指示することができる。

この場合の通知及び報告（災対法第61条第3項及び第4項）は次のとおり。

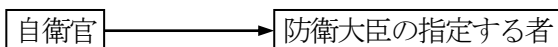


4 四管本部（海上保安官）における措置

災対法第61条による指示について、3（2）の警察官に準ずる。

5 自衛隊（自衛官）における措置

自衛隊法第83条、第83条の2により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」に準じて避難等の措置を執ることができる。この場合の報告系統（自衛隊法第94条）は次のとおり。



6 避難情報の内容

避難情報は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を基準とし、明示すべき主な内容は、次のとおりとする。

(1) 避難情報の区分

(2) 避難対象区域

(3) 避難情報の理由

(4) 避難先

(5) 避難経路（必要な場合）

(6) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達してその内容の周知を図るものとする。

(1) 伝達の方法

伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、防災ラジオ、MCA無線機）、コミュニティFM、ケー

ブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

また、Ｌアラートに情報を提供することにより、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ア 防災行政無線

同報無線放送（屋外拡声器及び防災ラジオ）によるほか、要所との間でMC A無線機の活用

に努める。

イ 携帯電話（防災メール）

高浜市緊急通報システムの利用により、登録者（市職員、消防団、町内会、各種団体等）へメール配信により伝達する。

ウ Ｌアラート

Ｌアラートに情報を提供することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等、多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できる。

エ Ｌアラートが活用できない場合

Ｌアラートが使用できないとき又はＬアラートに情報提供しても住民等への情報伝達が反映されない場合は、県を経由して放送局やインターネット事業者に協力依頼する。

(ア) ラジオ、テレビ放送等

NHK、CBC、メーテレ、東海TV等の放送局に対し、県を通じて、避難指示等を発令した旨及び関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

また、ケーブルテレビ・FMラジオ局（KATCHネットワーク）に対し、避難の指示等の放送を直接依頼する。

(イ) インターネットによる伝達

市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

オ 広報車

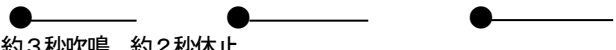
市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

カ 個別巡回

避難を指示したときが夜間、停電時、激しい風雨時等、音声伝わりにくいような場合等においては、市役所・消防署・警察署の職員、消防団員、各自治会等により、該当地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して伝達を行うほか、必要あるときは個別に訪問して伝達する。

キ 水防信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、警鐘及びサイレンを利用して、水防法第13条の規定に基づき、愛知県が定める（昭和31年愛知県規則第34号）次の水防信号により伝達する。

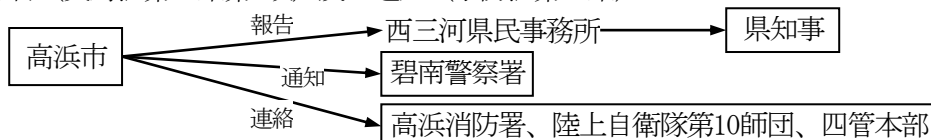
種 別	余韻防止サイレン信号
避 難	 約3秒吹鳴 約2秒休止

備考：信号を反復する回数は、適宜とする。

(2) 伝達系統

避難情報の伝達系統は、別紙第6のとおりとする。

8 報告（災対法第60条第4項）及び通知（水防法第29条）



第3節 住民等の避難誘導等

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。火の始末や戸締りを確実にする。電気は配電盤のサービスブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- (2) 大雨・台風期には災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階等に移動

させる。

- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置をとる。
- (4) 避難者は、貴重品のほか、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、照明器具、救急医薬品等を携行する。これら以外の荷物は持ち出さない。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票を準備する。
- (6) 服装は軽装とするが、最少限の肌着等の着換えや防寒雨具を携行する。
- (7) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人・老人・乳幼児を受入れている施設にあっては、平常時に立てておいた避難計画によるとともに、関係機関との連絡を密にするものとする。

2 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。各機関等の実施者は、情報・指示等の伝達手段を確保するとともに、従事者の安全確保に十分留意するものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 指定緊急避難場所に避難したホームレスについては、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れるものとする。

3 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

なお、安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

- (2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4章 災害情報の収集・伝達・広報、災害救助法の適用

第1節 基本方針

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 2 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 3 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 4 市は、被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

5 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、可能な限り早期に被害規模を把握するため、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等を推定するための関連情報を収集するとともに、正確な情報の精査に努める。

なお、収集に当たっては、119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

県防災情報システムの様式第6号による報告項目は、次のとおり。

- ① 被害の概況（原因、地区名、時）
- ② 消防、水防機関等の出動状況
- ③ 応援要請の状況
- ④ 避難の指示等の状況
- ⑤ 職員の派遣状況
- ⑥ 救助活動の状況
- ⑦ その他応援措置の概要
- ⑧ 要望事項

(3) 安否不明者・行方不明者に係る情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県の措置

(1) 市町村への職員派遣による情報収集

県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係部局及び方面本部へ連絡する。

(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(5) 市町村への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、警察、自衛隊、四管本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が別に定める公表方針に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

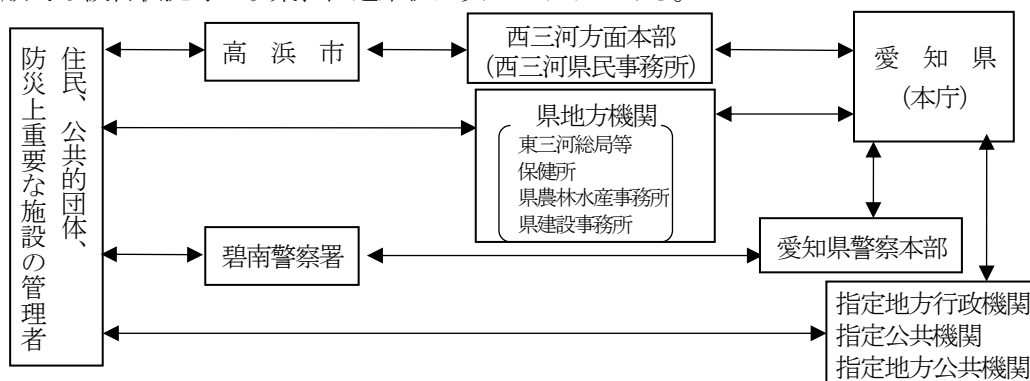
県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

市及び関係機関は、地震災害等において救援活動に重点をおき相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

3 一般的な被害状況等の収集、伝達系統

- (1) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないよう指示する。

- (2) 一般的な被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。



- (3) 情報の収集伝達については、第2章「通信手段の確保・運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとする。

- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

県、市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

6 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については各関係課）へ照会する。

7 県及び消防庁の連絡先

県（西三河方面本部、県庁）及び消防庁の連絡先は、別紙第7のとおり。

第3節 広報

震災時の混乱した事態において、市民が適切な判断による行動がとれるよう、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するため、各防災関係機関は緊急事態用広報計画を作成し、広報活動を展開するものとする。

1 防災関係機関の措置

(1) 各防災関係機関は、広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。

(2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴

取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関が災害報道のための取材活動を実施するに当たり、報道機関が情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線の放送
 - ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送
 - エ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他の広報手段

3 広報の内容

市は、地域災害広報として、次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 津波に関する状況
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 交通状況
- (5) 給食・給水の実施状況
- (6) 衣料・生活必需品等の供給状況
- (7) 地域住民のとりべき措置
- (8) 避難情報
- (9) その他必要な事項

4 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、Lアラートを活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等
各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報伝達手段の活用
各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。
- (4) 災害報道
報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。
 - ア 災害関係記事又は番組
 - イ 災害関係の情報
 - ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
 - エ 関係機関の告知事項

第4節 災害救助法の適用

1 基本方針

災害救助法の適用は、市の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が適用する。

なお、同法に基づく救助の実施については、県防災安全局と緊密な連絡のもとに行う。

2 救助の実施

- (1) 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。
- (2) 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施される。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合には、避難所の供与及び要配慮者等の避難支援のための輸送を行う。

事務取扱に関する細部は、内閣府「災害救助事務取扱要領」による。

3 市長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第4条の規定により、市長が行うこととされる事務の内容及び期間が県から通知される。

事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

なお、災害が発生するおそれがある段階において災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類には、※を付して示す。

救助の種類		実施者	
		局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与※		市（県が委任）	
輸送費及び賃金・職員等雇上費（要配慮者等の避難支援のための輸送※）		市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置		県（建設局）	
食品の給与		市（県が委任）	
飲料水の供給		市（県が委任）	
被服、寝具の給与		市（県が委任）	
医療、助産		市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出		市（県が委任）	
住宅の応急修理		市（県が委任）	県（建設局）
学用品 の給与	市立学校 児童生徒分	市（県が委任）	
	県立学校、私立学校等 児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬		市（県が委任）	
死体の捜索及び処理		市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去		市（県が委任）	

4 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第5章 救出・救助

第1節 救出・救助活動

市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）、衣東消防局、県警察、四管本部等は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。救出にあたっては、要配慮者を優先する。また、発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等が必要な場合には、防災ヘリコプター活用を考慮する。

1 市における措置

- (1) 市及び衣東消防局は、県警察及び四管本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者について

は、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

- (2) 大震災時には、多数救出者の発生が予想され、火災の同時多発により消防機関を主体とした救助は非常に困難であると判断されることから、次の点に留意する。

ア 市広報並びにラジオ、テレビ放送等により市民に対して隣保共助の精神を訴え、救出活動の積極的活動を呼びかける。

イ 会社、工場その他事業団体等に対して協力を求める。

ウ 交通不能な場所に備え、重傷者の救出活動等の計画を十分検討し、事前に樹立しておくものとする。

- (3) 市長は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）は、これを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県（防災安全局）における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

4 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

5 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

6 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じて部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)（以下「DMAT」という。）やTEC-FORCE等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

8 救出のための費用

- (1) 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- (2) 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- (3) 燃料費（機械器具を使用するため必要な燃料費）

9 整備保存すべき帳簿

- (1) 罹災者救出状況記録（様式第47号）
- (2) 罹災者救出機械器具受払簿（様式第48号）
- (3) 罹災者救出用機械器具修繕簿（様式第49号）
- (4) 罹災者救出用関係支払証拠書類

第2節 海上における避難救出活動

1 四管本部における措置

- (1) 四管本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
 - (2) 四管本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。
 - (3) 排出油等対策
 - ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。
 - ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。
 - エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。
 - (4) 船舶交通の安全確保対策
 - ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。
 - イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。
 - ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
 - エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。
 - オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。
 - (5) 救難対策
 - ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。
 - イ 避難情報が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。
 - ウ 四管本部は、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
 - エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
 - (6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。
- ### 2 関係機関における措置
- 関係機関は、四管本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運

用チーム)を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整を行うとともに、必要に応じて次の業務を行う。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する航空情報（NOTAM）の発行依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

(ア) 被害状況調査等の情報収集活動

(イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

(ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(エ) 火災防御活動

(オ) 救急救助活動

(カ) 臓器等搬送活動

(キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市等の要請による出動

市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

(ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

(イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

(ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、名古屋市消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

(ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。

(イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

(2) 応援要請

市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項
- (3) 緊急時応援要請連絡先
 - ア 名古屋市消防航空隊（電話：0568-28-0119、FAX：0568-28-0721）
 - イ 防災安全局消防保安課防災航空グループ（電話：0568-29-3121、FAX：0568-29-3123）
- (4) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第6章 消防活動・危険性物質対策

第1節 消防活動

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防吏員はもとより、市民、事業者挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、衣東消防局及び消防団は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能を発揮して避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助、救急並びに地震による水災の防御等に当たり、市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 衣東消防局の措置

- (1) 速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- (2) 災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画又は相当する内容の計画・マニュアルを作成しておく。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的に少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

- (ア) 防御方針
 - a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
 - b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
 - c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
 - d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
 - e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
 - f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
 - g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
 - h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
- (イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
- (ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は各市町村決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実に努める。

2 消防団における措置

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用した延焼火災その他災害の防御にあたるものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民を督促して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防署消防隊が出場不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路を確保するための消火活動を単独若しくは消防署消防隊と協力して行う。

(3) 消防署消防隊の応援

消防署消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防署消防隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助・救出及び負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

第2節 危険物施設応急対策

地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的

を行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 毒物劇物取扱施設応急対策

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設応急対策」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。
- (2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

3 県（保健医療局）における措置

- (1) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- (3) 市町村から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、隣県及び国へ協力要請を行うなど積極的に支援する。

第7章 応援協力・派遣要請

大地震時においては、被害が大きくなることが予想され、単一の防災機関のみでは応急対策活動にあたって支障を来すので、各機関は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施することになっている。

市は、災害時あるいは災害切迫時において、関係機関や自衛隊による支援を円滑かつ効果的に得るため、応援要請や災害派遣要請の要求を行う前から情報の提供・交換に努めるとともに、要請・要求の内容を的確に伝達し、応援機関、部隊等の受け入れを円滑に行うよう努める。

また、被災地の速やかな自立や復興を進めるため、事前に登録されたボランティア・グループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第1節 応援の要求・要請及び協力

1 市における措置

(1) 県知事に対する応援要求等（災対法第68条）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、高浜市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、原則として西三河方面本部を通じて県知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災対法第67条）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、高浜市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の応援に関する協定に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

- (3) 国、県、他市町村等の応援を受けた場合は、応援受入簿（様式第1号）により援護内容等を記録するものとする。
- (4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援
市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

2 県（防災安全局）における措置

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災対法第70条、同法第74条の4）
知事は、県内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

- (2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

- (3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部3県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

- (4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災対法第74条の3）

県は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

- (5) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

- (6) 市町村の応急措置の代行（災対法第73条）

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、

警察法に基づき、他の都道府県警察に対し災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助要求を行う。

4 中部地方整備局における市町村の応急措置の代行（災対法第78条の2）

中部地方整備局は、高浜市及び愛知県が、被災により、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため高浜市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- (1) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- (2) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- (3) 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

5 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

7 経費の負担

- (1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災対法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し海上保安庁の応急措置が必要な場合は、県知事に、四管本部長に対する要請を依頼する。

イ 依頼は、2 (2) イの事項を明示した要請書により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出する。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、四管本部長に対して要請することができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を県知事に連絡する。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立する。

(2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行う。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- (イ) 応急措置を希望する期間
- (ウ) 応急措置を希望する区域
- (エ) 活動内容
 - ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - ② 巡視船を活用した医療活動場所の提供
 - ③ 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - ④ その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等
- (オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、「第3節 自衛隊の災害派遣」に準じて行うものとする。

3 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき、他の都道府県警察に対し災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助要求を行う。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

5 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動するDMATやTEC-FORCE等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第3節 自衛隊の災害派遣

災害から人命・財産を保護するために必要な応急対策を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣が必要なときは、災対法第68条の2の規定に基づき、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

1 災害派遣要請者（県知事等）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続きをとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

2 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者（県知事等）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を、関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災対法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を要求する。

3 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長など指定部隊等の長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域(ただし、尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任)
	第10特科連隊長(令和6年3月20日まで) 第6施設群長(令和6年3月21日から) (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河南部、西三河北部、東三河南部、東三河北部)
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊	第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	県内全域
海上自衛隊	横須賀地方総監	県内全域

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	入浴支援を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣（自衛隊の自主派遣を含む。）が決定したときは、災害派遣要請者及び要求者は、受入れ態勢を整備し、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び関係機関相互の連絡にあたる。

(2) 受入時には、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

(7) 事前の準備

a ヘリポート用地として、高浜高等学校校庭を確保する。

これによりがたい場合のほか、必要に応じ資料3の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、周辺住民への周知を図る。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入れ時の準備

a 着陸点には、資料3に示す㊦記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

b ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又は転圧を実施する。

d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等についてその都度広報を実施する。

e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊側が負担する経費は、派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備・損耗・更新、燃料及び災害地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く）等とする。

(2) 災害派遣部隊受入れ側が負担する経費は、応急対策・復旧等に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費、宿泊施設等の借上料、損料、光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料、中日本高速道路株式会社等の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用とする。

(3) 前2号に定める経費の負担区分に疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

6 派遣部隊の撤収要請の要求

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事（西三河県民事務所長）に対し災害派遣撤収要請依頼書（様式第3号）を提出する。

第4節 ボランティアの受け入れ

1 方針

市内に大きな災害が発生した場合、短期間に大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。このような場合には、公平を原則とする行政と、自由で多彩な対応をとることができるボランティアが、相互の活動原理の相違を認識し

た上で、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。被災地の速やかな自立や復興を進めるため、災害時に全国各地から集まるボランティアについて、受入・調整の窓口を設置して適切な受け入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 実施内容

(1) 災害ボランティアセンターの開設

- ア 必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティアセンターを設置（場所は別示）し、コーディネーターの派遣を日赤奉仕団等の協力団体に要請する。
- イ 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受け入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報伝達や資機材の提供を行う等の支援を行うものとする。

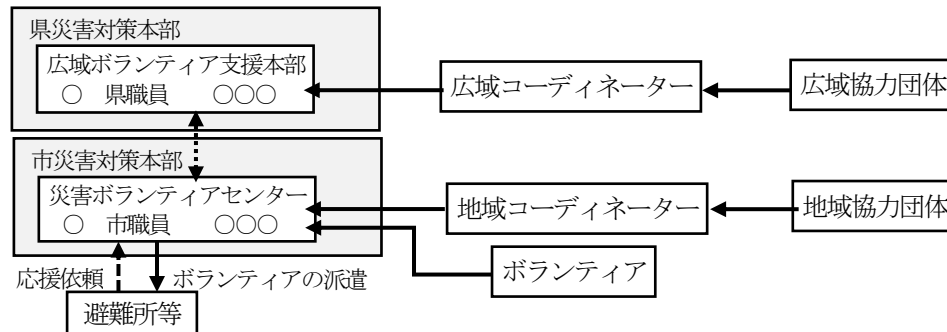
(2) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、県内外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

3 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れ（受付、需給調整等）やボランティアに対する支援要請の内容把握等を行い、ボランティア受入記録簿（様式第61号）に記録する。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

4 ボランティアの受け入れの流れ



第5節 応急対策活動の補充措置

災害応急対策及び災害救助の実施に労働者の動員を必要と認めるときは、災害救助法による賃金職員等の雇い上げを行う。細部は、内閣府「災害救助事務取扱要領」によるほか、次のとおりとする。

1 賃金職員等の雇い上げ

- (1) 賃金職員等の雇い上げは、企画部長が行う。
- (2) 賃金職員等の雇い上げについては、公共職業安定所に依頼するほか適宜状況に応じて整備を図るものとする。また、埋葬、炊き出し、その他救助作業の労働者を雇い上げる必要がある場合は、県に要請する。
- (3) 雇い上げた賃金職員等に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、当該賃金職員等を使用した地域における平常時の通常実費程度を支給する。

2 賃金職員等雇い上げの期間

災害救助法施行細則に定める期間とする。

3 整理すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 賃金職員勤務状況表（様式第62号）
- (2) 賃金職員賃金支払関係書類

4 民間人に対する従事命令、協力命令等

災害救助法に基づき、必要に応じ、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する従事命令、あるいは救助を要する者及びその近隣の者に対する協力命令を発出する。

なお、従事命令等の種類、執行者、命令対象者等は、資料4のとおり。

第6節 防災活動拠点の確保等

1 方針

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図る。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 防災活動拠点の確保等

(1) 防災活動拠点の区分、要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県			県
災害想定規模	市区町村区域内の林野火災、局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役割	被災市内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市で1ヶ所程度	郡又は圏域単位で1ヶ所程度	県内に数ヶ所程度	県内に1ヶ所程度	県内に1ヶ所程度	県内に3ヶ所程度	県内に4ヶ所程度
要件	面積	10 ² 程度以上（できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能）	30 ² 程度以上（中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能）	30 ² 程度以上（中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能）	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10 ² 程度以上	1ヘクタール程度以上（大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能）
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等（できれば宿泊施設）	倉庫等（宿泊施設）	倉庫等（滑走路）	耐震岸壁、1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等

(2) 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、次表のとおり。

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ① 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点	県・市町村

	② 甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

3 防災活動拠点候補地

施設名	所在地	面積(ha)	施設管理者	備考
五反田グラウンド	向山町2丁目1-8	0.7	市	駐車場23台(共用)
五反田第2グラウンド	向山町2丁目1-8	0.4	市	
県立高浜高校 校庭	本郷町1丁目6-1	2.8	県	場外離着陸場

第7節 南海トラフ地震発生時における広域受援

南海トラフ地震発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施する。

1 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

2 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

3 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

4 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

5 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第8章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療救護

地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生から、外傷、骨折、火傷及び窒息等多くの傷害が予測される一方、医療施設自体も被害を受け診療機能が低下する可能性があり、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる可能性が高い。

災害により医療機関が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失った場合には、県が設置する保健医療調整本部との連絡調整、保健医療調整会議への参画などを通じて、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、近隣市等との広範囲な協力体制の早期確立に努める。

また、災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。なお、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託が想定されている。

1 医療（災害救助法適用時）

市は、救護所を設置し、必要に応じて高浜市医師会、碧南歯科医師会、碧南高浜薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の指定避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

ア 医療を必要とする状態

- (ア) 医療を必要とする原因を問わない。
- (イ) 障がいを受け、疾病にかかった日時を問わない。
- (ウ) 患者自身の経済的能力の如何を問わない。
- (エ) 罹災者のみに限定されない。
- (オ) 応急的に医療を施す必要のある者

イ 医療の途を失った者

災害により医療機関がなくなるか、又はその機能が停止した場合

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処理、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への搬送
- オ 看護

(3) 医療の方法

ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療・救護班によって行うものであるが、医療・救護班による救護ができない場合、又は医療・救護班による救護が適当でない者については、医療機関において救護を行うものとする。この場合に、救護を行う医療機関は原則として市内の医療機関とし、市内の医療機関で救護を受けることができない場合においては隣接市の区域内の医療機関とする。

イ 収容所、救護所の設置及び巡回救護

罹災者の収容所その他適当な地点に救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

(4) 医療のための費用

医療に要する費用は次のとおりである。

- ア 医療・救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 委託医療機関等による場合
社会保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害救助法施行細則を適用する。

(6) 医薬品その他衛生材料の調達

医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

2 助産（災害救助法適用時）

(1) 対象者

災害の発生の日以前、又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者（死産および流産を含む）。罹災者であるか否かを問わず、また経済的能力の如何を問わない。

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前、分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

災害救助法による助産は、原則として医療・救護班によって行われるものであるが、医療・救護班による救護ができない場合又は医療・救護班による救護が適当でない者については助産機関において救護を行う。

(4) 助産に要する費用

ア 医療・救護班による場合

使用した衛生材料の実費

イ 委託助産機関

使用した衛生材料及び処置に要した実費

ウ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割に相当する額

(5) 助産の期間

災害救助法施行細則を適用する。

3 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として衣東消防局及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、四管本部等がヘリコプター等により空輸する。

(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

(5) 四管本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

4 医薬品その他衛生材料の確保

医薬品等の供給協力に関する協定を締結している機関をはじめ、他機関（薬局等）の協力を求めるほか、必要に応じ保健医療調整会議に調達の要請を行い、医薬品の確保に努める。

(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は保健医療調整会議に調達の要請をする。

(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者にに対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

(3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。

(6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。

5 血液製剤の確保

(1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。

(2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。

ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。

イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。

- (3) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

県は、県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

6 医薬品等の適正使用に関する活動

市は、薬剤師会等と協力して、指定避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

7 整備保存すべき帳簿

- (1) 医療・救護班診療記録（様式第41号）
- (2) 医療・救護班医療薬品衛生材料使用簿（様式第42号）
- (3) 医療・救護班の編成及び活動記録（様式第43号）
- (4) 医薬品衛生材料受払簿（様式第44号）
- (5) 病院診療所医療実施状況（様式第45号）
- (6) 助産台帳（様式第46号）

8 地元医師会、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

9 県（保健医療局）における措置

- (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市町村、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）（以下「JDAT」という。）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

- (2) DMATの派遣等

- ア DMATの派遣要請
県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣を要請する。
- イ 県域を越えた協力体制の確立
県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対してDMATの派遣を要請するとともに、DMATの活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。
なお、全国からのDMATは、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方のDMATの参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）
- (3) 医療救護班の派遣要請等
 - ア 医療救護班の派遣要請
県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。
 - イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請
県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）（以下「DPAT」という。）の派遣等
 - ア 愛知DPATの派遣
 - (7) 県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。
 - (4) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。
 - イ DPATの派遣要請
 - (7) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。
 - (4) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (5) JDATの派遣要請等
県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDATの派遣要請を行う。
- (6) SCUの設置
 - ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置
県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地では対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内にSCUを設置する。
 - イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置
県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを設置する。

第2節 防疫・保健衛生

被災地においては、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症の発生が懸念されるので、これを防ぐため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い、防疫、保健衛生活動を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

1 防疫組織

市は、災対本部内に防疫組織を設け、県災対本部の防疫組織、保健所等との緊密な連絡調整を図る。

県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。また県は、必要があると認められるときは、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)（以下「DHEAT」という。）を編成・派遣する。

2 積極的疫学調査及び健康診断

地震・津波災害対策計画 第3編 災害応急対策段階

- (1) 市は、県（保健所に派遣される防疫班）の指示及び指導に基づき、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。
- (2) 積極的疫学調査の実施体制は、医師1人、保健師（又は看護師）1人、助手1人、計3人を基準とする。
- (3) 積極的疫学調査は、下痢患者や有熱患者が現に発生している地域、浸水地域及び集団避難所、その他の衛生条件が良好でない地域を優先し、緊急度に応じ段階的に順次実施する。浸水地域においては通常1回以上、集団避難所においては特に下痢・有熱患者が多発する徴候が現れた場合は適宜考慮する。
- (4) 実施にあたっては、県の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。集団避難所にあつては衛生に関する自治組織をつくるよう指導し、その協力を得るようにする。
- (5) 積極的疫学調査の結果必要があるときは、感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

3 防疫措置

(1) 生活環境に対する措置

次に掲げる事項について、災害の規模・様態に応じ範囲及び期間を定めて行われる県からの指示に応じて実施する。

ア 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

(2) 患者等に対する措置

ア 被災地域において一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要がある場合は、県が患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

イ 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院させることができる。

(3) 感染症法第31条に基づき、生活の用に供される水について使用又は給水が制限・禁止が命じられた場合は、当該期間中、生活の用に供される水を供給する。

4 指定避難所等の衛生管理等

(1) 指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所等の管理者を通じて、指定避難所等において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。

(2) 給食従事者は健康診断を終了した者を当て、できるだけ専従とする。

(3) 県及び市は、指定避難所等の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(4) 市は、必要に応じ、指定避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、避難者の健康相談を行うとともに、県と協力して、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。特に要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

5 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合は、その指示に従い的確に実施する。

6 栄養指導等

(1) 県及び市は、指定避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、指定避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

7 健康管理

(1) 県及び市は、必要に応じ、指定避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談

や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

8 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握して保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市町村に情報提供と支援を行う。

- (2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

- (3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

また、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して、DPATの派遣を要請する。

9 衛生教育及び広報活動

- (1) リーフレット、ポスター等により、災害時における感染症に関する注意事項の周知を図る。

- (2) 市広報紙及び報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行う。

- (3) 積極的疫学調査、健康診断、消毒等を実施する際はもとより、被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行う。

10 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

- (2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、DHEATを編成・派遣する。

11 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき必要があると認めたときは、自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請する。

- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

- (7) 県は、市からの求めに応じ、又は必要と認めるときは、DPATを派遣する。

- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。

- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認

めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。

また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行う。

- (10) 県は、必要に応じて、国等に対してJDATの派遣要請を行う。
 - (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- 12 自宅療養者等の避難確保（県保健衛生局・感染症対策局における措置）
- (1) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
 - (2) 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第9章 交通の確保・緊急輸送対策

第1節 基本方針

- 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 2 災害時においては、応急対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑化を図るよう、道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 3 緊急輸送道路の復旧作業等を、他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確認する。
- 4 県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第2節 道路交通規制等

災害等により道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により覚知したとき並びに災害が発生した場合において災害応急対策に従事するため又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、市長は、市以外の者が管理する道路で、その管理者に通知して規制するいとまがない時は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混乱緩和の措置を実施する等の応急措置をとるものとする。この場合、市長は速やかに管理者に連絡して、正規の規制を行わせるものとする。

1 実施責任者

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡を取り、適切な処置が取られるよう配慮する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	大知市 市長	① 道路の損壊、決壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため止むを得ないと認められる場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ③ 道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生じ、又はその恐れがある場合

2 発見者等による通報

- (1) 災害時に、道路橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、その路線管理者又はその地域を所管する警察署・警察官に速やかに通報

する。

- (2) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス電話等道路占用施設設置者は所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、その道路を所管している者に直ちに通報するものとする。

3 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(1) 緊急交通路※の確保

※ 緊急交通路とは、県公安委員会が、災対法第76条第1項に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われようとするため緊急の必要があると認めるときに、政令で定めるところにより、緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが市区に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の通行を禁止し、又は制限する対象となる道路の区間をいう。

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分 類	態 様
緊急通行車両	- 緊急自動車 - 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	- 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの - 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分 類	態 様				
初動対応	<table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td><td> - 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないかを優先的に確認する。 - 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 </td></tr> <tr> <td>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</td><td> - 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。 </td></tr> </table>	交通情報の収集	- 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないかを優先的に確認する。 - 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	- 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
交通情報の収集	- 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないかを優先的に確認する。 - 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。				
緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	- 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。				
第一局面（災害発生直後）	- 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 - 交通規制の方法は、災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。				
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。				

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
 - イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないときは、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づき、レッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
 - エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。
- (5) 緊急通行車両の確認等
- ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
 - イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
 - ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、印章とともに申出者に交付する。
 - エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。
- (6) 交通情報の収集及び提供
- 交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。
- 4 自衛官及び消防吏員における措置
- 災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3の規定により通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。
- 5 自動車運転者の措置
- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第

76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、同法第76条の2の規定により次の措置をとらなければならない。

- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

6 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

7 規制の標識等

規制を行う場合、実施責任者は、次の標識を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。標識の様式は次のとおりである。

(1) 規制標識

- ア 道路法第45条（道路標識等の設置等）によるもの
- イ 道路交通法第9条（道路標識等の設置等）によるもの
- ウ 災対法施行規則第2条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）によるもの

(2) 規制条件の標示

規制標識には次の事項を明示する。

- ア 禁止・制限の対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

8 報告等

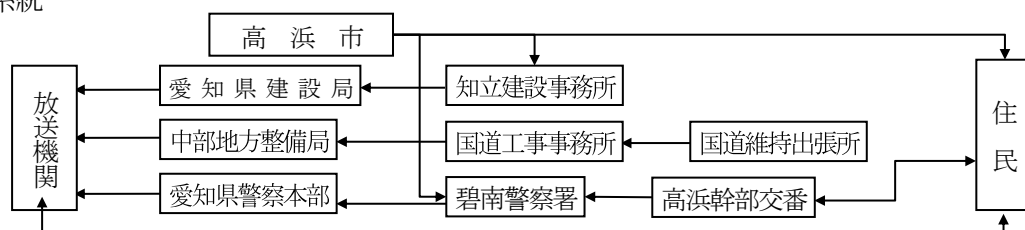
実施責任者は、規制を行ったときは次の要領により報告・通知するものとする。

(1) 報告・通知事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止・制限の種別と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ 迂回路その他の状況

(2) 系統



第3節 道路施設対策

1 県（建設局）における措置（国道247号線及び国道419号線を含む。）

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。
 - イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。
 - ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
- ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
高浜市域における緊急輸送道路図は、別紙第14のとおり。
 - ウ ア及びイの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。
 - エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。
 - ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 二次災害防止のための交通規制
- 道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。
- (4) 情報の提供
- 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に、道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。
- 2 市における措置
- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用などにより、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
- ア 市管理の道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して、緊急の復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。この際、市管理以外の緊急輸送道路との接続について、当該管理者との緊密な連絡調整に努める。
なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。
また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
高浜市における緊急輸送路図は、別紙第14のとおり。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急工事の実施が困難な場合、要員の確保について、県へ応援を要求する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について、関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

3 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。
- イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。
- ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。
- エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
- イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) TEC-FORCEによる活動支援

必要に応じてTEC-FORCE等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

(5) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

※「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

第4節 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社は、災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設け、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施し、輸送機能の確保に努める。

- 1 列車の避難及び停止
災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 2 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置
鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 3 仮線路、仮橋の架設等の応急工事
線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。
- 4 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求
鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。
- 5 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第5節 緊急輸送手段の確保

- 1 輸送機関における措置
鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。
- 2 輸送の実施機関、部署等
災害輸送は、他の計画で別に定めのあるもののほか、その応急対策を実施する機関・部署が行う。
- 3 災害輸送の種別
災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。
 - (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
 - (2) 鉄道による輸送
 - (3) 舟艇による輸送
 - (4) 飛行機、ヘリコプターによる空中輸送
 - (5) 労働者等による輸送
- 4 市における措置
災害輸送のための輸送力の確保は概ね次によるものとする。
 - (1) 輸送力確保の優先順位
自動車等の借上げは、概ね次の優先順位による。
 - ア 公的団体の車両等
 - イ 応急災害対策実施機関所有の車両等
 - ウ 営業者所有の車両等
 - エ 自家用車両
 - (2) 市災対本部における自動車、舟艇の確保
災害輸送を要する各部は、総務部長に次の要件を明示して配車の要請をする。
 - ア 輸送期間又は借上期間
 - イ 輸送量又は車両の台数等
 - ウ 集合の場所及び日時
 - エ その他の条件
 - (3) 市所有以外の車両等の使用

市所有の車両等で輸送が困難な場合は、車両等を借上げる。

(4) 臨時職員等による輸送

車両等による輸送が不可能な場合の輸送力の確保については、第3編第6章第6節「応急対策活動の補充措置」による。

(5) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保する。次の者に対する従事命令の方法については、第3編第6章第6節「応急対策活動の補充措置」を参照すること。

- ア 地方鉄道事業者及びその従業者
- イ 軌道経営者及びその従業者
- ウ 自動車運送事業者及びその従業者
- エ 船舶運送事業者及びその従業者

(6) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(7) 災害輸送の記録

災害輸送を実施した場合は、次に掲げる車両の使用、その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存するものとする。

- ア 輸送記録簿（様式第63号）
- イ 燃料及び消耗品受払簿（様式第64号）
- ウ 修繕費支払簿（様式第65号）
- エ 輸送費関係支払証拠書類
- オ 救助実施記録日計表

5 県（防災安全局、各局）における措置

(1) 市町村から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災対法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

(3) 知事は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

6 中部運輸局の措置

(1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請を行うとともに、県の要請により車両等の調達調整を行う。

(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあつせんを行う。

7 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

8 港湾・漁港管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

9 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
 - (4) 医薬品、衛生機材等
 - (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
 - (6) その他必要な人員及び物資、機材
 - (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア
- 10 緊急通行車両の確認
- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申請を行うこととする。
 - (2) 災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第2節3(5)「緊急通行車両の確認等」による。
- 11 災害救助法による輸送の基準
- 災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次のとおり。
- (1) 輸送及び移送の範囲
災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。
 - ア 罹災者を避難させるための移送
市長、警察官、避難指示者の指示に基づき、長距離避難のための移送
 - イ 医療及び助産のための移送
重症患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所へ急患を移送あるいは医療関係者の移送等
 - ウ 罹災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した罹災者の移送
 - エ 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器、その他機械器具、資材の輸送
 - オ 救助用物資の輸送
罹災者に支給する被服、寝具、その他必需品、炊事用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送
 - カ 遺体捜索のための輸送
遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送
 - キ 遺体処理のための輸送
衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため必要な人員、遺体の移送
 - (2) 輸送の期間
輸送の期間は災害救助法施行細則で定める期間である。
 - (3) 費用の限度
輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、愛知県における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用自動車等の借上げについては、借上料金（運転手付）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度内）で所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇い上げのときは、その賃金）程度の費用とする。輸送費借上料の請求に当って債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。
 - (4) 報告その他事務報告
輸送に関する記録は、1(8)「災害輸送の記録」によるものとするが、災害救助法によるものとそれ以外のものとは区分整理する。

第10章 浸水・津波対策

本市の海岸及び河川の河口部には、伊勢湾台風後高潮に対応できる堤防が整備されたが、その後堤防外の地域にも住宅、事業所等の建設が行われている。特に、震災に対しては沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている堤防、護岸には亀裂、傾斜等の被害が生じ、また、水門等については、主に沖積層の厚いところに築造されているので地盤の不等沈下により、門扉の操作不能、樋管の折損等が想定される。このため、高潮、津波の発生により臨海部の埋立地を含む低地では、浸水被害が生じることが想定

され、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

第1節 浸水対策

県、市及び関係機関は、堤防の亀裂、水門等の損壊による浸水のおそれがある場合、又は浸水による水災（浸水の恐れを含む。）に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

浸水対策は、愛知県水防計画及び高浜市水防計画に準拠して、次の事項を実施する。

1 点検及び応急復旧

- (1) 地震、津波が発生した場合、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行う。
- (2) 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

2 通信、連絡活動

河川、海岸、水門等の被害状況その他浸水対策活動に伴う状況報告、通信及び連絡は第2章「通信手段の確保・運用」及び第4章「災害情報の収集・伝達・広報、災害救助法の適用」によるものとする。

3 水門等の操作

水門等の管理者（操作管理者を含む。）は、高潮、津波の警報が発令された場合は、直ちに水門等を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて水門等の適切な開閉を行う。

4 避難の指示等に関する広報活動

高潮、津波の警報、その他地震の発生、津波による著しい危険が切迫していると認められる場合における住民に対する避難の指示等の周知方法は、第3章「避難にかかわる諸活動」による。

5 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 水防管理者（市長）は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の設備及び水防資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 県は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に備え、応急支援するための水防資器材をあらかじめ確保しておくものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。
- (3) 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。

6 漏、溢水防止応急復旧活動

高潮、津波により堤防、水門等に応急措置の必要が生じた場合には、高浜市水防計画に準拠して災害復旧活動を実施するほか、被害の程度、規模等状況に応じ可搬式ポンプによる応急排水を行う。

7 住民の自衛措置

市及び関係機関は水防上必要な措置をとるが、地震による津波等、災害によっては地理的条件が大きく被害に影響する場合がある。このため、住民は被害が予想される場合にあってはラジオ等の情報に注意し、自衛のため必要な措置をとるものとする。

第2節 津波対策

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から、住民、観光客、事業従事者等あるいは船、ボート、ヨット等を避難させることが重要となる。このため、津波災害に係る情報伝達、避難誘導を始めとする応急対策を講ずる。

水門・陸閘の開鎖や避難行動要支援者の避難支援等の応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

1 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の伝達及び、災害対策本部の設置等は、あらかじめ定められた計画に従い、速やかに行う。

<参考：津波警報等の標識>

標 識 の 種 類	サイレン音
津 波 注 意 報 標 識	
津波注意報及び津波警報解除標識	
津 波 警 報 標 識	
大 津 波 警 報 標 識	

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

2 避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等

- (1) 市は、「第1章 活動体制（組織の動員配備）」に基づき、災対本部の設置等の措置を講ずる。
- (2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線（同報系無線）、広報車等により避難指示等を発令するとともに、避難所の開設を行う。
- (3) 市は、災害対策本部が設置された場合、津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、釣人等への避難指示、漁船の避難開始、漁具等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

3 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に対し、直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- (2) 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 指定避難所の開設・運営

市は、災害のため避難した居住者、滞在者、被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、次によるほか、細部は避難所運営マニュアルに基づいて行う。

- (1) 指定避難所の施設管理者、当直者等に対して、災対本部から指定避難所を開設する旨及び受入れ準備等必要な指示を行う。
- (2) 施設班は、開設した指定避難所に必要な班員を派遣し、指定避難所の管理、避難者に対する指示、災対本部との連絡にあたる。
- (3) 災対本部から開設指示がない場合で、現に避難者がいるとき又は所管する班長が必要と認めたときは、当該施設の管理者と協議の上、開設することができる。この場合、事後速やかに本部長に報告しなければならない。
- (4) 市長は、指定避難所及びその位置を住民に知らせるため、広報伝達をするとともに所要の箇所に表示、標識を設置する。

2 多様な避難所の確保

市は、必要に応じ、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

3 他市町村又は県に対する応援要求

市は、市内において避難所の開設が困難な場合（不足する場合）、他市町村又は県に対し避難所の開設について応援を要求する。

4 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置するとともに、指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

指定避難所の施設管理者及び派遣された職員は、避難所運営マニュアル等によって指定避難所の円滑な管理、運営に努めること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、指定避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。

(3) 指定避難所が危険になった場合の措置

指定避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

指定避難所の運営においては、多種多様な問題が発生することが予想される為、避難者のニーズを早急に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシー確保に配慮すること。

(5) 指定避難所運営における女性の参画等

女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めること。

(6) 避難者への情報提供

常に災対本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせることにより、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者に促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を指定避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

指定避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者については、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

指定避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

- (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営
指定避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。
 - (11) ペットの取り扱い
必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が指定避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」（様式第68号）に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
 - (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請
災害発生後一定期間が経過し、指定避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、並びに指定避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じて生活衛生同業組合へ要請する。指定避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど指定避難所の公衆衛生の向上に努めること。
 - (13) 感染症対策
被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること。
- 5 避難所の開設報告及び避難者状況報告
市長は避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を県に報告しなければならない。報告内容は、おおむね次のとおりである。
- (1) 避難所開設の日時及び場所
 - (2) 箇所数及び避難所別避難者人員
 - (3) 開設期間
- 6 整備保存すべき帳簿
- (1) 避難所受入れ台帳（様式第19号）
 - (2) 避難所用物資受払簿（様式第20号）
 - (3) 避難所開設及び避難者状況（様式第21号）
 - (4) 避難所開設に要した支払証拠書類
 - (5) 避難所開設に要した物品受払証拠書類
- 7 広域一時滞在に係る協議等
- (1) 市における措置
市は、災害が発生し被災した住民の避難が、高浜市の区域又は県域を越えて必要となる場合は、愛知県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。
 - (2) 県における措置
県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。
また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）
- 8 災害救助法の適用
災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。
また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第3章第3節 3 避難行動要支援者の支援 参照

2 避難行動要支援者の避難支援

第3章第3節 3 避難行動要支援者の支援 参照

3 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

5 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

6 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

7 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報及び通訳・翻訳の支援等の活用

(3) 通訳ボランティア等の指定避難所等への派遣

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞り場所）の確保、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図っていくものとする。

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞り場所）の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞り場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対しての支援ルートやコンビニエンスストア等の徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第12章 水・食品・生活必需品等の供給

被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、例えば夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するものとする。

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

災害により飲料水が枯渇又は汚染した場合、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水を供給する。

1 飲料水の供給

給水は市長が主体となり行い、県はこれに協力する。市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮し、それぞれの分担を明確にしておく。市町村相互の応援については、「水道災害相互応援に関する覚書」の内容を基本として給水活動を実施する。

- (1) 対象者は、災害により現に飲料水を得ることができない者とする。
- (2) 飲料水の供給は、下水給水班により行うものとする。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (5) 飲料水の1人1日当たりの給水量は、3リットル程度を目標とする。
- (6) 取水する水源は、必要に応じ最寄りの非被災水道事業者と協議して確保するが、これにより難しい場合は、都市政策部長は比較的汚染の少ない井戸水、河水等の水源を確保して取水し、ろ過した後塩素剤により滅菌を行い、末端の給水時の遊離残留塩素が0.4ppm程度のものを供給する。
- (7) 取水した水は、タンクその他適当な容器に入れ、車両等において搬送し、給水するものとする。
- (8) 市は、自ら飲料水の供給が実施困難な場合は、他市町村又は県に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請する。市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」の内容を基本として、給水活動を実施する。災害が拡大し、隣接市町村等においても水源確保が困難なときは、市長は知事に要請して船艇等による給水を受ける。

(9) 供給のための費用

飲料水の供給に必要な次の費用は、市において負担する。

ア 応急給水に要する労働者賃及び輸送費

イ 応急給水に要する機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 整備保存すべき帳簿

- ア 飲料水供給記録簿（様式第35号）
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（様式第36号）
- ウ 給水用機械器具修繕簿（様式第37号）
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第2節 食品の供給

1 基本方針

災害により、食料の配給、販売機構等がまひ麻痺・混乱し、あるいは住家の被害等により自宅で炊事等ができず、日常の食事に支障が生じたときは、応急的な炊き出しを行ったり、住家に被害を受け一時的に縁故先へ避難している者に対しても必要な食料品を支給したりすることにより、一時的に被災者の食生活を支援する。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料の円滑な供給に十分配慮する。

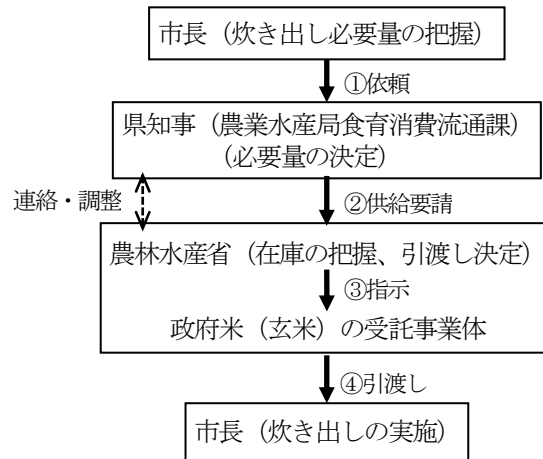
2 対象者

- (1) 避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊飯のできない者
- (3) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食料品の持ち合わせがなく、かつ調達のできない者
- (4) 被害を受け、一時縁故者先等に避難する者で食料品の持ち合わせがない者

3 供与の方法

- (1) 市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。
 - ア 備蓄食料、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用が不可能な時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - ウ 熱源の使用が可能な時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者、乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
 - また、食物アレルギー等にも配慮して、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、食料、物資等が提供されるよう努める。
 - カ 炊き出し及び食品の供与を行うときには、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者（町内会、日本赤十字奉仕団、婦人会等）を配置するものとする。
- (2) 他市町村又は県へ応援要求
 - 備蓄物資や自ら調達した食品だけでは被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。
 - なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送がプッシュ型により開始される場合があることに留意する。
- (3) 米穀の原料調達
 - ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づいて実施する。
 - イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
 - ウ 市長は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに県知事に報告するものとする。
 - エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



- (4) 炊き出しの場所等
避難所内又はその近くの適当な場所を選んで行い、これがないときは、飲食店、旅館等を使用する。
- (5) 給与のための費用
ア 主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝礼金又は借上料等を含む。）を支出する。
イ 炊き出しその他による食品給与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則を適用する。
ウ 災害を受けていない住民に対して市長が販売業者に代わって行う応急配給については、当然住民が負担すべきものであり、救助作業を行う者に対して行う配給は、県又は市が負担すべきものであるから、炊き出しの費用区分は、この点を明確にしなければならない。

4 食品調達の方法

- (1) 乾燥米飯以外の食料は現地調達とし、食料の調達に関する協定を締結している機関、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア等（別紙第13参照）の協力を求め、主食及び副食の確保に努める。なお、乳児に対してはミルクにより行う。
- (2) 市において現地調達できないものは、県に要請するものとする。

5 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊き出し受給者名簿（様式第31号）
(2) 食料品現品給与簿（様式第32号）
(3) 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
(4) 炊き出し、その他による食料品給与物品受払簿（様式第33号）及びその証拠書類
(5) 炊き出し用物品借用簿（様式第34号）

6 栄養指導等

避難所における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所における被災者の食生活支援・相談及び口腔ケアを行なう。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需物資の供給

市は、家屋の倒壊、破損、焼失などの災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を供給する。

1 対象者

- (1) 災害により、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた者。床下浸水及び非住家の損害については、原則として対象とならない。
 - (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者。
ただし、あらかじめ家財等を疎開させており、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品がないため日常生活を営むことが困難な者。
ただし、他からこれを支給されたり、寄贈を受け日常生活に支障をきたさない者については支給しない。
- 2 供給の方法
- 生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。
- なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (1) 衣料、生活必需品、その他物資の給与は市において冬期、夏期それぞれについて世帯構成員別被害状況に基づいて被害別並びに世帯構成員に応じ、給与又は貸与するものとする。
 - (2) 金銭授受は認められない。
- 3 給与又は貸与品目
- (1) 被服、寝具及び身の回り品
 - (2) 日用品
 - (3) 炊事用具及び食器
 - (4) 光熱材料
 - (5) その他消耗器材（紙おむつ、ストーマ用器具等）
- 4 物資の調達
- 生活必需品等の供給協力に関する協定を締結している機関をはじめ、他機関（スーパーマーケット等）の協力を求め、生活必需品の確保に努める。物資の調達協定先は別紙第13のとおりである。
- 5 災害救助法の適用
- 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。
- また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。
- なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- 6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。
- (1) 物資購入（配分）計画表（様式第38号）
 - (2) 物資受払簿（様式第39号）
 - (3) 物資配給及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）（様式第40号）
 - (4) 物資購入関係支払証拠書類

第13章 環境汚染防止、災害廃棄物処理及び地域安全対策

第1節 環境汚染防止対策

工場・事業場等の損壊等に伴い、有害物質が漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予測される。また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉塵の飛散等による環境汚染の発生が予測される。

1 県（環境局）における措置

(1) 環境汚染事故の把握

県災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、

ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

2 市における措置

市は、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努め、被災状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。また、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

第2節 災害廃棄物の処理

災害が発生した場合において、廃棄物、し尿を速やかに処理して清潔を保ち、環境衛生の保全を図るため、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、高浜市災害廃棄物処理計画を基礎として、廃棄物の種類、性状等を勘案して災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速に処理を進めるものとする。

2 処理体制の確立

(1) 市は、廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬器材、仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

(2) 特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。

(3) 作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行うなど分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあつては、適切なフロン回収を行う。

(4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 し尿・ゴミの収集・運搬、処分

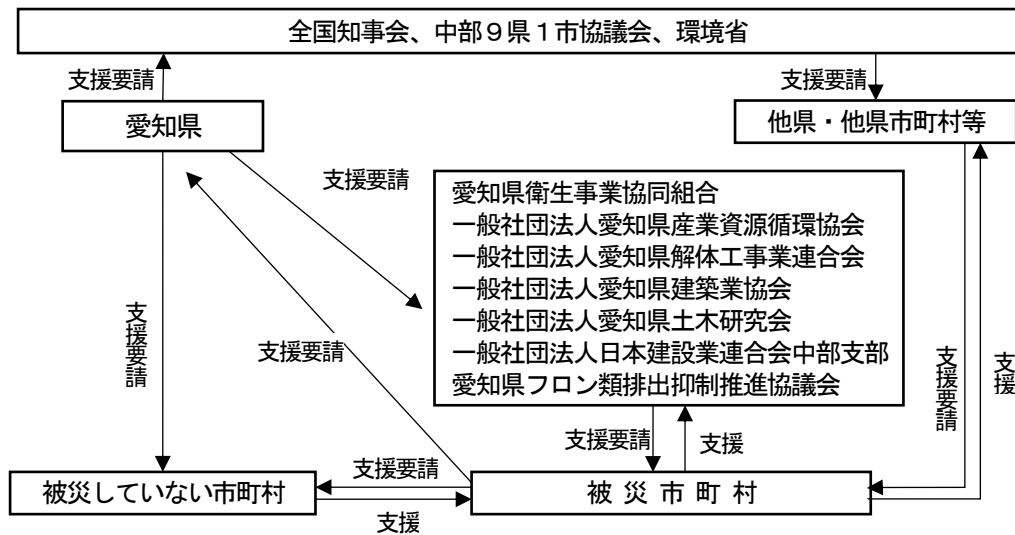
市は、し尿・ゴミの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分を行うものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあつては、適切なフロン回収を行う。

4 周辺市町村及び県への応援要請

市は、大規模災害が発生し、市のみで廃棄物処理が困難な場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

細部については、高浜市災害廃棄物処理計画を参照すること。

災害時の支援体制は、次図のとおり。



第3節 地域安全対策

災害発生時には、災害現場の混乱、精神の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 四管本部における措置

四管本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第14章 遺体の取扱い

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。

また、遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、

その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索、検視（調査）

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

(2) 搜索の方法

市において直接労働者を雇い上げて、警察署・第4管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら搜索を実施する。

(3) 搜索の費用

ア 借上費又は購入費

搜索のため必要な機械器具の借上費で直接搜索作業に使用したものについて、その使用期間の借上費の実費、又は搜索のため必要な機械器具の購入費

イ 修繕費

搜索に使用した機械器具の修繕実費

ウ 燃料費

機械器具を使用するため必要な燃料費

2 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確に記録する。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

4 整備保存すべき帳簿

(1) 遺体搜索状況記録簿（様式第55号）

(2) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿（様式第56号）

(3) 遺体搜索用機械器具修繕簿（様式第57号）

(4) 遺体搜索用関係支出証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

遺体安置所の場所は、災害の状況に応じ本部員会議で定める。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官による遺体の検視（調査）とともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合は、遺体の処理の実施又は実施に要する要員及び資機材について、他市町村又は県に対し応援を要求する。

2 県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市の要請に応じて迅速に調達あつせん の措置を講じる。

(2) 応援指示

市の実施する遺体の処理について特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

3 県警察及び四管本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

検案は、救護班が行うことを原則とする。救護班によらないときの検案のための費用は、当該地域慣行料金の範囲内とする。

5 整備保存すべき帳簿

(1) 遺体処理台帳（様式第58号）

(2) 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

災害の際、死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行なうことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施するものである。

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

- (4) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している場合は、当該協定によるものとする。
さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。
- (7) 整備保存すべき帳簿
 - ア 埋火葬台帳（様式第59号）
 - イ 埋火葬費支出関係証拠書類

2 県（防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 必要機材等の確保
棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市町村からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。
- (2) 応援指示
「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第15章 ライフライン施設等の応急対策

電力・ガス・水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないライフラインであり、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を要するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を各事業者が行う。

市は、それぞれの措置状況等の把握及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

- (1) 非常災害対策本部の設置
災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において、危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - （7）電力会社側

超高圧系統に関連する送変電設備

- (イ) 利用者側
 - a 人命にかかわる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
- イ 復旧方法
 - (ア) 変電設備

変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
- ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- (5) 要員、資機材等の確保
 - ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (6) 広報活動の実施
 - ア 利用者に対する広報
 - (イ) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車、テレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。
 - (イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。
 - イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
- (7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。
- (8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には、直ちに国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。
- 2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。
- 3 市における措置

電気事業者における措置の状況等の把握及び関係機関との情報の共有に努める。

第2節 ガス施設対策

- 1 各都市ガス会社における措置
 - (1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、各社において災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
 - (2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L Pガス協会（以下「県L Pガス協会」という。）における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

また、碧南警察署及び消防局へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国L Pガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPGガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

ガス導管に関連する各種工事の実施にあたっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置をとる。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

3 市における措置

市は、被害・復旧等に関する状況の把握及び関連機関等との情報共有に努める。

また、応援を求められた機関は、積極的に協力するものとする。

第3節 上水道施設対策

1 基本方針

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとる。また、災害により断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被災施設・設備に対する状況を調査把握し、被害があった場合は応急復旧工事を実施するとともに、供給先の住民等に対し、施設の被災状況及び復旧の見通し等について、広報車等により広報活動を行う。

2 対策

(1) 応急復旧資器材の確保

応急工事の実施困難な場合、応急工事の要員、資器材の確保については、地域水道連絡協議会の会長市に応援を求める。

(2) 相互応援協力の確立

応急工事の実施困難な場合、地域水道連絡協議会の会長市に対して応援を求める。

なお、被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」が設置され、愛知県水道震災広域応援体制を整えられる。

(3) 応急工事

配水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては他の系統の全能力をあげて復旧を図る。又、応急復旧の状況や見通しを最も適切な方法で広報し住民へ周知する。

(4) 飲料水の供給

ア 水道水の停止期間中は給水タンク等により応急給水を行うものとする。

イ 飲料水の供給量は、1人1日当たり約3リットルを標準とする。

3 その他

(1) 水道の工事業者等と緊密な連絡を図り、災害時の緊急体制を整備するものとする。

(2) 仮配管等の必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておくものとする。

(3) 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期に部分給水できるよう配慮する。

第4節 下水道施設対策

市（下水道管理者）は、災害の発生時においては、公共下水道の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視及び被害情報の収集を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。細部については、下水道事業業務継続計画及び手順書に準拠して実施するものとする。

1 応急復旧活動の実施

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や

仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

2 広報

被害状況、使用制限、工事の予定、復旧状況等について、効果的な広報に努め、住民や関係機関への周知を図る。

3 応援要請等

下水の処理に関して、公益財団法人愛知水と緑の公社衣浦東部浄化センターと緊密な連携を図るとともに、応急復旧について市自ら実施困難な場合は、県知立建設事務所その他の関係機関に対し、応援を要請する。

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 県（防災安全局）、市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

1 郵便物の送達の確保

(1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に

応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第16章 住宅対策

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して、被災した建築物及び宅地の技術的な危険度判定を行い、その危険性の度合いを周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に高浜市被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という)を設置する。

実施本部は判定実施計画を作成し、必要に応じて、県の応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)へ支援要請を行う。

2 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等を確保し、判定活動を実施する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 県(建設局)における措置

(1) 支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、支援本部を設置する。

支援本部は、市の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 県（防災安全局、建設局）における措置

県は、災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 相談窓口の開設

入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては、被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

5 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県及び国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

応急仮設住宅の設置及び管理運営は、災害救助法が適用された場合は県知事が行うが、災害救助法が適用されない場合は市長が行う。

災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び運営については、次のとおりである。

1 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。
県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に災害時の状況に応じて選定し、県に報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、選定に当たっては、二次災害の防止に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

ア 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

イ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村（救助実施市を除く。）の長が当該事務を行うことができる。

4 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

5 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

(1) 入居対象者

災害により被災し、次のすべてに該当する者とする。申込みは入居申請書（様式第26号）によるものとする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が行う救助の補助として委託された当該市が行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(3) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

6 整備保存すべき帳簿

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第28号）
- (2) 応急仮設住宅敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

7 その他の細部は、災害救助法施行細則によるほか、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を参考資料とする。

第5節 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊（焼）し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修することにより、避難所等から自宅に戻つての居住を促し、罹災者を保護する。

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

災害救助法に基づく住宅の応急修理については、次のとおりである。

1 市における措置

(1) 実施事項

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ、県への各種情報提供等を行う。

(2) 申請書の様式

応急修理を希望する者は、災害救助法による住宅応急修理申請書（様式第29号）を市長に提出するものとする。

2 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行う。）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(イ) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(ロ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ハ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ニ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ホ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(イ) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(ロ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ハ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ニ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災対法に規定される災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

3 整備保存すべき帳簿

(1) 住宅応急修理記録簿（様式第30号）

(2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書等

(3) 住宅応急修理に要した費用の支払証拠書類

4 災害救助法が適用されない場合における応急修理の戸数

市内の半壊（焼）戸数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低くかつ補修必要度の高いものから順次選ぶものとし、特に厳密に行わなければならない。

- (例) ・ 生活保護法の要保護者
 ・ 特定の資産のない失業者
 ・ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 ・ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
 ・ 特定の資産のない勤労者
 ・ 特定の資産のない小企業者
 ・ 前各号に準ずる経済的弱者等

第6節 障害物の除去

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運びこまれた場合において、自らの資力でそれを除去することができない者に対して必要最少限度の日常生活が可能ならしめるよう、障害物の除去の措置をとる。

1 障害物除去の対象住居

災害によって、土石、竹木等の障害物が、居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれ、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

2 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

3 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

4 除去の方法

直接又は建築業者、土木業者に請負わせて障害を取除くことにより、必要最少限度の日常生活が営める状態にする。これは応急的な除去であって原状回復ではない。

5 除去の実施期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

7 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ、障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について、応援を要求する。

8 整理保存すべき帳簿

(1) 障害物除去の状況記録簿（様式第60号）

(2) 障害物除去費支出関係証拠書類

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第7節 空家等に対する安全確保のための必要最小限の措置

災対法第64条第2項の規定に基づき、市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

また、国交省・総務省・内閣府「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について（周知）」（令和2年12月25日）によれば、発災時等に外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置、積雪に伴い応急措置の支障となる空家等又はその一部の除却等の措置についても、災対法第62条第1項の応急措置又は同法第64条第2項の必要な措置に該当する場合がある。

第17章 学校における対策

災害のため、児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保、教職員の確保については、県教育委員会の協力を得て市教育委員会が応急措置を講じ、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

また、市及び市教育委員会独自では対策が十分にとれない場合は、県又は他市町村教育委員会に応援を要求する。

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園及び学校（以下「学校」という。）にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、高浜市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(2) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(3) 私立学校

各学校設置者（管理者）は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、高浜市教育委員会または各学校（園）長が行うものとする。ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、あらかじめ高浜市教育委員会と協議して定めた基準によるものとする。

(2) 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。

(3) 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校があらかじめ定めた基準により、各学校の設置者（管理者）が行うものとする。

(4) 避難等

学校等において災害が発生し、またはそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設・教職員等の確保及び応急な教育の実施

1 応急な教育施設・教職員の確保及び応急な教育の実施

市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置をとる。

(1) 実施責任者

教育施設及び教職員の確保については、次の者が実施する。

ア 市教育委員会

イ 県教育委員会

(2) 応急教育の方法

ア 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置をとる。

ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、近隣の校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(3) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(4) 奨学に関する措置

公立学校にあつては、保護者の申請によりその被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置をとる。

2 学校給食設備の応急修理

(1) 給食施設設備の整備

学校の給食施設設備は、応急給食のほか、災害時においては非常炊き出しにも使用されるので、被害のあった時は速やかに修理する。

(2) 給食用の物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施できないときは、最寄りのパン委託工場及び委託乳業者の工場に対し、必要量の供給を依頼する。

3 応急な教育活動に関する広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について、児童生徒、保護者等及び家庭等への周知を図る。

第3節 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により、資力の有無にかかわらずこれらの学用品を直ちに入手することのできない状態にある市立学校の児童・

生徒に対して、必要最少限度の学用品を給与する。

1 対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により被害を受けた市立学校の児童・生徒で、学用品を滅失又はき損し、入手することのできない者。

2 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数について、罹災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。教科書にあつては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、必要な冊数等を「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式6により、速やか（7日以内）に県教育委員会に報告し、調達・配分するものとする。

3 学用品の給与品目

次の3品目の範囲内に限られる。ただし、通学用品及び文房具の中には例示品目以外のものもあり、罹災状況、程度等実情に応じて変更しても差し支えない。

また、教科書以外の教材については、原則として、教育委員会に届出又は承認を受けて利用している事実をあらかじめ確認するものとする。

(1) 教科書、教材

(2) 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

4 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

6 整理保存すべき帳簿

(1) 学用品購入（配分）計画表（様式第53号）

(2) 学用品交付簿（親権者の受領印を徴すること。）（様式第54号）

(3) 学用品出納に関する受払簿

(4) 学用品購入関係支払証拠書類

第4編 災害復旧・復興段階

大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

また、公共施設等の復旧にあたっては、災害発生後被災した各施設の原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて計画する。

なお、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

第1章 復興計画の策定等

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備するとともに復興計画を作成する必要がある。

市は、災害復旧・復興対策を推進するため、必要に応じ、国や他の地方公共団体に対し、職員の派遣等の協力を求める。

なお、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するよう努めるものとする。

第1節 復興計画等の策定

1 県（政策企画局）における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針が定められる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、県復興計画を策定する。

2 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域を市域に含む場合、市は、国の復興基本方針及び県の復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を推進していく必要がある。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し、復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等の災害復旧

第1節 公共施設災害復旧事業

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

なお、公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の主なものは、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症法
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

1 県（防災安全局、関係局）における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。
- (2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。
- 2 市における措置
 - (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害及び調査等について、協力するものとする。
 - (2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成し、県関係局に提出しなければならない。
- 3 激甚災害に係る財政援助措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - セ たん水排除事業
 - (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) その他の財政援助及び補助
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付の特例

- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

- 1 市及び県における措置
 - (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
 - (2) 公の施設からの暴力団排除
被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。
- 2 県警察における措置
 - (1) 暴力団等の動向把握
災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。
 - (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除
暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。
 - (3) 暴力団排除に関する広報活動等
暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対应的確な対応を行う。

第3章 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者の生活再建を支援するため、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

- 1 市における措置
市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- 2 県（防災安全局）における措置
 - (1) 市町村の支援
県は、災害による住家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。
なお、県は、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。
 - (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等
県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実

施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

4 様式等

- (1) 災害が発生したときは、罹災状況調査票（様式第22号）により罹災状況を調査のうえ、遅滞なく罹災台帳（様式第23号）を整備するものとする。
- (2) 罹災証明書の発行については、被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮罹災証明書（様式第24号）を発行するものとする。
- (3) 罹災者の被害状況の調査確認を終ったときは、仮罹災証明書を発行したものについては、罹災証明書（様式第25号）に切り替え発行するものとする。
- (4) 罹災者の被害状況の調査確認ができる場合は、仮罹災証明書の発行は必要としないものとする。
- (5) 罹災証明書の発行は1回とし、必要に応じて写しと奥書証印のうえ交付するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。この際、必要に応じ、被災者に関する情報提供を県に要請する。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

ア 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 高浜市被災者生活再建支援金支給要綱に基づく「高浜市被災者生活再建支援金支給申請書」を受け付け、審査等を経て支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために、一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金品の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立て、被災者へ義援金を支給する。

ア 義援金品の募集・受付

(7) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集する。

(イ) 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援金品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう徹底に努める。

イ 義援金品の配分

日本赤十字社愛知県支部から寄託された義援金品（原則として義援金のみ）及び市の窓口において寄託された義援金品については、福祉班を主管として義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立てて実施する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し住民の生活安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うとともに、地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参

加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等の対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県（建設局）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で、市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市町村へ情報提供を行う。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行う。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第4章 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等の災害復旧 参照

2 県（農業水産局、農林基盤局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等の災害復旧 参照

第5章 震災復興都市計画の決定手続き

市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 愛知県と連携し、市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方法を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県（建設局）における措置

- (1) 県は、市街地の被災状況を把握する。
- (2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目標に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市町村に通知する。
- (3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見

通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。策定に当たっては、復興に関する基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

第5編 東海地震に関する事前対策

注意点

- 「『南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）』を踏まえた南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について」（府政防第1278号、消防災第133号、気地第114号。平成29年9月28日）を受けて、「東海地震に関連する情報」の発表は行われないうこととなり、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当分の間、気象庁から「南海トラフに関連する情報」が発表されることとなった。
- この編は、大震法第6条第2項の規定に基づく地震防災強化計画として位置づけていることから、根拠法令規定の大きな変更がない限り、当分の間、本編の抜本的な見直し・修正は行わず、表記の整理などの軽微な修正に留めることとする。
- 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応については、第2編 第14章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」において記載している。

第1章 事前対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

〔地震発生後は、第3編「災害応急対策段階」に定めるところにより対応する。〕

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編「災害予防段階」において記述している。

第2節 東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等	防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。（発生するおそれがなくなると認められた場合も同様）	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報のなかで伝えられる。（発生するおそれがなくなると認められた場合も同様）	準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報（臨時） カラーレベル青	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章第2節のとおりである。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害警戒本部の設置

市長は、東海地震注意情報が発表されたとき、直ちに高浜市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。その後、東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令された場合は、災対本部を設置し、業務体制を移行する。警戒本部及び災対本部は、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令及び高浜市地震災害警戒本部条例に定めるところによるほか、組織については別紙第8、事務分掌については別紙第9によるものとする。

第3節 警戒宣言発令前の情報に基づく防災対応

1 準備行動

気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、市長は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講ずるものとする。

2 情報内容の周知

市長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

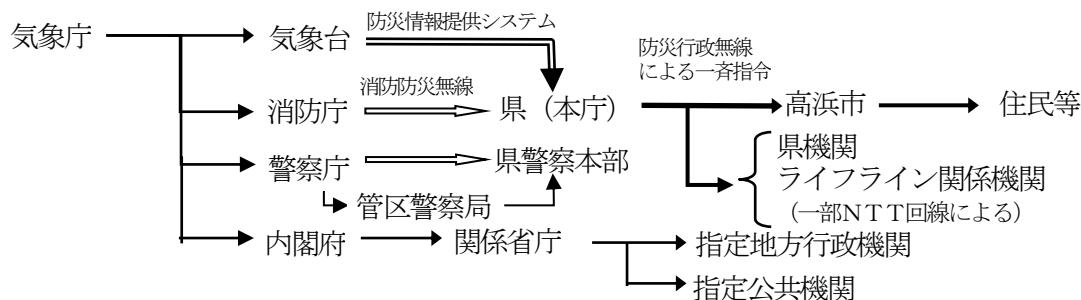
なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡職員の確保等必要な対策をとるものとする。

第4節 警戒宣言発令時の情報伝達

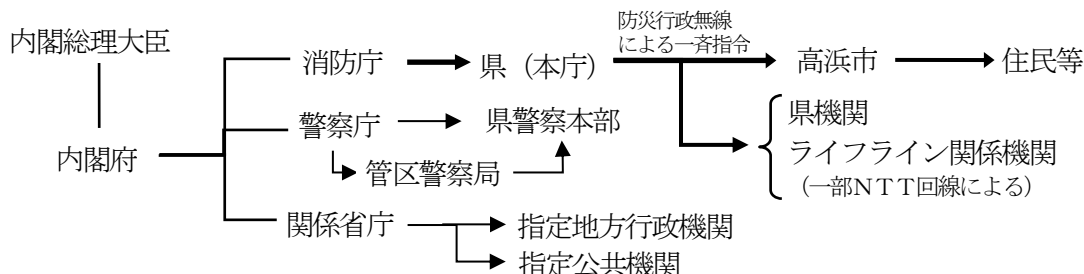
警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容、その他これらに関する情報（以下「地震予知情報等」という。）の伝達等は、次の系統図により行う。

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



(2) 警戒宣言



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第2章第2節「通信手段の確保及び運用」で定める非常通信によるものとする。

3 居住者等に対する伝達手段

- (1) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- (2) 同報無線

- (3) 防災メール
- (4) 防災ラジオ
- (5) P i t c h FM83.8 MHz (株キャッチネットワーク)
- (6) その他

第5節 警戒宣言発令時等の広報

市は、地震予知情報等の周知徹底及び混乱防止のため、問い合わせ対応体制を整備するとともに、最新かつ正確な情報に基づき、関係機関と協力して市民への広報に努める。

1 問い合わせ窓口の設置

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を災対本部内に設置し、対応体制を確立する。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報の内容（判定会開催情報、東海地震に関連する情報）
- (2) 東海地震予知情報の内容（警戒宣言発令、応急対策）
- (3) 鉄道の運行状況
- (4) 道路規制の状況
- (5) 電気、ガス、水道等の状況
- (6) スーパー等の食料品店の開店状況
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
 - ア 火気使用の自粛
 - イ ガソリン等の危険物の取扱の注意
 - ウ 飲料水の確保や食料品の買い置き
 - エ 非常持ち出し品の確認
 - オ 電話利用の自粛の呼びかけ
- (9) 避難対象地区の周知
- (10) 警戒区域の周知
- (11) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

3 広報及び情報収集手段

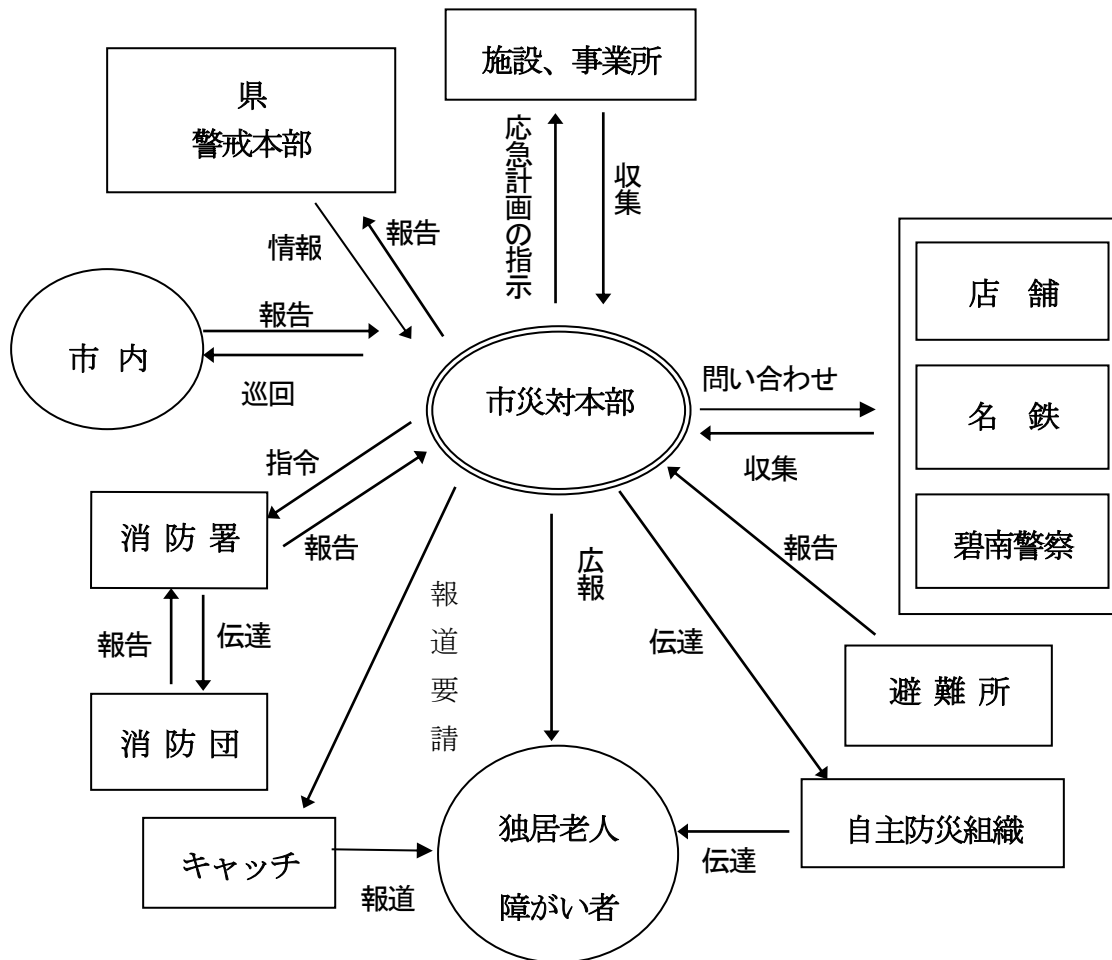
- (1) 広報車
- (2) 同報無線
- (3) 防災メール
- (4) 防災ラジオ
- (5) 一般電話、ファックス
- (6) 防災無線（県防災情報システム）
- (7) テレビ・ラジオ等

4 広報の時期

地震予知情報等についてはその都度行う。

警戒宣言発令に関しては、発令後直ちに行う。

情報伝達・収集系統図



広報車による広報文（例）

市民の皆さん、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を發しました。地震が発生しますと、市内では震度（6弱）の強い揺れが予想されます。十分警戒してください。

既に、市をはじめ関係機関では、警戒態勢に就いていますが、市民の皆様も次の点に留意していざという時に備えてください。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業等は極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きや非常持ち出し品の確認等、できるだけやっておいて下さい。

避難対象地区の皆様には、追って避難の指示や勧告をしますので、広報に注意し、あらかじめ準備しておいて下さい。

事業所の管理者の方は、事業所の応急計画に基づき計画を進めてください。

避難所付近では、交通規制がなされますので、避難に際しては、自動車では行わないでください。

また、必要な情報を広報車等で広報しますので、デマ等に惑わされずに正確な情報に基づき行動してください。

行動は、市や警察、消防の職員の指示に従ってください。

市民の皆様と力を合わせて、わたしたちも、全力を傾注しますので、この非常時を乗り切るため、みなさまのご協力をお願いします。

第3章 地震防災応急対策要員の参集

- 1 市長は、次の場合、職員の参集を命ずる。
 - (1) 東海地震注意情報が発表されたとき………第1非常配備（警戒本部）
 - (2) 警戒宣言が発令されたとき………第3非常配備（災対本部）
- 2 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容、その他これらに関連する情報等の収集に積極的につとめ、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市及び防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行う。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

- 1 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保
 - (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な主要食糧や毛布等の生活必需品、医薬品、医療機器及び衛生材料、応急復旧資機材等の物資の確保を行う。
 - (2) 市は、他市町村又は県に対し、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体の応急救護及び地震発生後の被災者救援のための必要な物資の支援を要請することができるものとする。
- 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
 - (1) 市は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
 - (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第5章 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって、冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

- 1 警戒宣言発令時において避難の勧告又は指示の対象となる地区は、別に定める。
 なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として屋外避難とするが、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。
- 2 市は、前項による避難の勧告・指示の対象地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の種類
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る避難路
 - (5) 車による避難が行われる地域及び対象者、手法等
 - (6) 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - (7) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (8) 市内の電柱への標高の表示
 - (9) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業のうち、1に掲げる地区内にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業の従事者、避難者、入場者等に対し、2に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、学校については、2に掲げる事項に加えて、児童生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について、保護者に対して周知を図るものとする。
- 4 市長は、警戒宣言が発令された場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要がある

と認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告又は指示を行い又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。

- (1) サイレン、広報車等による避難の勧告、指示等の周知
 - (2) 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼
 - (3) 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示
 - (4) 碧南警察署長への避難勧告、指示等を行った旨の通知
 - (5) 碧南警察署への避難誘導、交通規制等の依頼
 - (6) 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
 - (7) 市災害対策本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
 - (8) 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- 5 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 6 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 7 他人の介護等を要する者に対しては、次の点に留意するものとする。
- (1) 市は避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 警戒宣言発令に基づき、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 警戒宣言が発令された場合、市は(1)に掲げる者を受入れる施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 8 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 9 避難所の救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 受入れる施設への受入れ
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の放出等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の要請
 - ウ その他必要な措置
- 10 避難所が備えるべき設備
避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、緊急時に有効な非常用照明灯等の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

第2節 消防、浸水等対策

- 1 衣東消防局は、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合又は警戒宣言が発令された場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
 - (2) あらかじめ予想される火災危険地域について、部隊及び資機材の事前配備
 - (3) 地震予知情報等の収集、伝達及び周知体制の確立
 - (4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
 - (5) 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
 - (6) 高所見張及び警戒巡視の実施
 - (7) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

(8) その他必要な措置

- 2 1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

第3節 社会秩序の維持対策

碧南警察署は、警戒宣言が発令された場合における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。

- 1 警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進を行う。
- 2 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- 3 警察広報を行う。
- 4 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- 5 重要施設等の警戒を行う。
- 6 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- 7 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- 8 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- 9 交通秩序を維持する。
- 10 他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
- 11 緊急通行車両の事前審査及び確認を行う。
- 12 不法事案の取締りを行う。
- 13 混乱防止対策を行う。

第4節 道路交通対策

- 1 市、県公安委員会及び道路管理者は、次の事項について運転者等に対し周知徹底を図るものとする。
 - (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
 - (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などのわかりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- 2 市及び道路管理者は、警戒宣言発令前から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。
- 3 警戒宣言が発令された場合の交通対策は、次の方針を原則として対処するものとする。
 - (1) 強化地域内での車両の走行は、極力抑制する。
 - (2) 強化地域内への車両の流入は、極力制限する。
 - (3) 強化地域外への車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。
- 4 避難経路及び緊急輸送路についての交通規制の内容及び方法
- 5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置
- 6 交通規制の結果生ずる滞留車両の運転者及び同乗者の保護
- 7 市は、関係事業者と連携した滞留旅客の対策を行うものとする。

第5節 鉄道

- 1 警戒宣言発令前の段階からの、警戒宣言発令時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置
- 2 警戒宣言発令前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

第6節 海上交通

警戒宣言が発令された場合、衣浦海上保安署及び港湾管理者は、地震予知情報において津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上において、海上交通の規制を実施するものとする。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信、放送関係

1 飲料水

市は、震災に備え居住者の要求される飲料水の貯水のため、配水場の受水操作に留意し、飲料水の供給確保に努めるものとする。また、主要応急給水拠点を高浜配水場に設置し、必要な人員の配備と車両、資機材の点検整備を行う。なお、詳細は高浜市水道事業地震防災応急計画による。

2 電気

(1) 中部電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発令された場合においても、地震防災応急対策の実施等のため供給の継続を確保することが不可欠であることに留意し、必要な電力を供給する体制を確保するものとし、各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(2) 中部電力パワーグリッド株式会社が行う措置

ア 警戒動員計画に基づき必要人員を動員する。

イ 資機材の点検、整備を行う。

ウ 作業中の工事を中止する。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、警戒宣言が発令された場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

(2) 指定地方公共機関東邦ガス株式会社が行う措置

ア 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

4 通信

西日本電信電話株式会社東海支店が行う措置

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発令された場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発令された場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

5 放送

日本放送協会名古屋放送局及び(株)キャッチネットワークは、警戒宣言が発令された場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

第8節 生活必需品の確保

市は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令された場合、市民の生活必需品の確保を支援するため、スーパー、小売店舗及び災害協定を締結した関係者に対して、警戒宣言発令後も開業する等の必要な要請を行うものとする。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第9節 緊急輸送

1 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の災害対策本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送ルートを、別紙第14のとおりとする。

4 緊急輸送車両等の確保等

- (1) 市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、別に定める。
- (2) 市は、輸送手段の確保について、県に対して要請することができる。

5 警戒宣言発令後の緊急輸送の実施の具体的調整は、国警戒本部、県警戒本部、市警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

第10節 警戒宣言発令時の帰宅困難者、滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- 1 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- 2 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。
- 3 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所等への避難が必要になった人への救助対策、避難所対策を図り、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第6章 市が管理又は運営する施設に関する対策

第1節 道路

警戒宣言が発令された場合に実施する道路管理上の措置は次のとおりである。

- 1 所管道路の緊急点検及び巡視
- 2 交通の制限（車両流入の制限）
- 3 工事中の道路における工事の中断等
- 4 緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については別に定める。

第2節 河川及び海岸

警戒宣言が発令により、津波の発生が予想される場合の河川、海岸、港湾施設の管理上の措置は次のとおりである。

- 1 所管施設の緊急点検及び巡視
- 2 水門等の閉鎖
- 3 工事中的場合は工事の中断等
- 4 緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

第3節 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- 1 各施設に共通する事項
 - (1) 警戒宣言、地震予知情報、東海地震注意情報等の入場者等への伝達
 - (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - (3) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
 - (4) 出火防止措置
 - (5) 受水そう等への緊急貯水
 - (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備
 - (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステム等重要資機材の点検等の体制
- 2 個別事項
 - (1) 病院、診療所等
重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (2) 学校、職業訓練校等
ア 当該学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設
重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (4) 施設ごとの具体的な措置内容は施設毎に定める。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 警戒本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、第3節の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 この強化計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は第3節第2項に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、原則として安全対策を講じた上で、原則として工事を中断するものとする。

第7章 他機関に対する応援要請

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため、大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

(1) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(2) 連絡・受入れ体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

3 費用の負担方法

(1) 他県又は他市町村から、県又は強化地域の市町村に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 県警戒本部長における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

県警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、国警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

県警戒本部長は、国警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第7章第3節3「災害派遣部隊の受入れ」及び4「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第8章 市民のとりべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- 3 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- 4 とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 5 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- 6 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとるものとする。
- 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- 8 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- 9 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- 10 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- 11 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- 12 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとりべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとるものとする。
- 2 とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 3 火の使用は自粛するものとする。
- 4 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- 8 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- 9 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- 10 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。